

中華民国期の四川省豊都県における地方行政制度の  
歴史的変遷についての一考察：1912年～1949年

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今井, 駿 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00000452">https://doi.org/10.14945/00000452</a>

# 中華民国期の四川省豊都県における 地方行政制度の歴史的変遷についての一考察 —1912年～1949年—

今 井 駿

## はじめに

私は中華民国期の四川省についての基礎的研究の一環として、県政府および区郷以下の行政機構の具体的な在り方や税負担、財政の実態等に、かねてより深い関心を抱いてきた。しかし、これまでの史料蒐集の過程では、防区制の時期や日中戦争時期についての断片的な史料しか入手できなかった。ところが、幸運にも私は、1999年に四川省を訪ねた折に、『豊都文史資料』第3輯（1987年3月）に、殷汝南という人が整理した2つの文献、「民国時期豊都県政権機構簡況」（以下、「殷1」と表記）と「民国時期豊都県区郷政権機構変化簡況」（以下、「殷2」と表記）が掲載されているのを見ることができた。また、同誌の第4輯（1987年10月）には、陳慶根「豊都県1912年至1949年財政金融概況」（以下「陳」と表記）が掲載されている。この3つの文献はいずれも、中華民国の樹立の時点から1949年の中華人民共和国の樹立までの変遷を整理・紹介しており、はなはだ貴重なものである。更に同誌第7輯（1990年9月）には、同じ殷汝南が「建国初期豊都県区郷政権機構設置簡況」（以下、「殷3」と表記）を寄稿している。これは、1949年から1966年の「文化大革命」の直前までの区・郷・人民公社の変遷を述べているが、県政府については触れる所が無い。帰国して調べて見ると、これらの文献は、1991年10月に四川科学技術出版社から出版された、四川省豊都県地方志編纂委員会編『豊都県志』のための準備作業の一環として位置づけられるものであることが判明した。しかし、これらの文献を『豊都県志』（以下、「県志」と表記）と対照して見ると、両者の間に記述の異なる部分が散見される。また、以上4つの文献には記されていて県志には記されていないことや、その反対の事実もあることが分かった。この小論は、以上の諸資料に依拠して、中華民国元年以来1949年までの豊都県における地方行政の在り方を、行政機構とその規模、公職者の待遇等について、整理・考察をしたもので

ある。

周知のように、四川省は、1935年の劉湘による四川統一まで、長らく、「防区制」なる軍閥割拠体制の下に置かれていた（防区制の形成は1916年の「護国戦争」を端緒とし、1919年に決定的なものとなった）。この間全省に、実質はともかく、形式的に同一の地方行政機構が施行されていたのかどうか、はっきりしたことは分からない。それ故、豊都一県についての事例から全省について推し量ることには、多少問題があるかもしれない。しかし、1911年から1945年までを通して、一県の地方行政や財政の変遷をたどれるような資料は、県志の出版が盛んな今日でも、なかなか得難いものではなかろうか（管見するところでは、県志の多くが、当然ながら、革命後の時期に力点を置き、民国時期についての情報は乏しい）？ もちろん、中華民国期の地方行政制度史に関する書物は中国にも「台湾」にもたくさんあるはずだから、照らしてみれば、豊都の事例は、特に1935年の四川統一以後については、周知の事実を再度なぞるだけのことにしかならない恐れはある。しかし、少なくとも、1935年以前については、中央政府の法令や制度が四川省や各防区にまで、そのまま浸透していたのかどうかを疑ってみる必要がある。この点は、北洋政府の時代はもちろん、初期南京政府の時代の中央政府の統制力を想起してみれば明らかであろう。また、たとえ、既知の事実をなぞることになるにしても、それは中央政府が発令した法令や制度が紙の上だけのことではなかったことを実証することになり、とかく制度史研究が陥り易い、中央政府の法令を蒐集することを中心にした研究を補う意義もあるかとも思う。

ちなみに、豊都県は明の洪武13年（1380年）以来「鄆都」と書かれてきたが、1958年3月に周恩来一行が視察に訪れた際に、周の指示で「豊都」＝「丰都」と表記するようになった（発音は同じ）。同県は重慶の東172キロに位置し、西を涪陵県、東を忠県ならびに石柱県と接しており、長江の両岸にまたがって存在するが、县城は長江の左岸にある。前漢の王方平、後漢の陰長生が同県の名山において修業の末に仙人になったとの伝説があり、2人の姓を取ると「陰王」＝閻魔大王を意味する所から、「鬼城」との異称を持ち、道教の聖地の一つとされている。三峡ダム完成の折には、街の大半が水底となり、名山の建物は残るが、街は対岸に目下建設中である。

## 凡 例

小論では、①典拠や「注」を（ ）で括り本文中に施した。但し、②長文の注については「\*」を文章に振り、適宜文章の切れ目に記した。③直接に上記の5つの資料には述べられていない事項は、筆者の知見によるものであるが、煩雑になるので、周知の事実と思われる事柄については、逐一典拠を示さなかった。④役所や役職の名称等については、原則として原文を表記し、[ ]内に翻訳を施した。但し、⑤翻訳の都合により、原文を[ ]内に入れた場合もある。また、⑥[ ]は翻訳を施して引用する時に、ことばを補足するためにも使っている。最後に、⑦年次は全て西暦で表記した。

### 第1章 県署、県政府

#### A. 辛亥革命時期の豊都

周知のように1911年9月25日、武昌蜂起に先立って、王天傑と呉玉章が榮県で清朝からの独立を宣言した。武昌蜂起以後、10月27日に墊江、11月1日に威遠というように、四川各県があいついで独立を宣言した。

豊都が独立を宣言したのは11月23日の朝のことであった。蜂起の中心になったのは、同県の哥老会の首領・秦秀峰、秦香浦、士紳の廬子泉、県署警務長・徐次亨等である。彼らは保路「同志会」の名義で県城外の5個団の壮丁100名を率い、「革命軍」の旗を掲げて独立を宣言し、知県趙某より政権を奪取した。しかし、権力を奪取しても秦秀峰、秦香浦等は「政務が分からず、政治的に無能」なので、以前に雲南の楚雄知府を務めたことのある、豊都出身の郎承誥に政府の主宰を依頼した。こうして、郎を中心に豊都県臨時軍政分部が結成され、重慶の蜀軍政府所轄の57県の1つとなった。まもなく、県政府は豊都県行政公署と名称を改め、郎承誥が初代の知事に就任し、秦秀峰が革命軍を率いて軍事を担当し、徐次亨が県署警務長となった（以上は、殷1、76ページ）。

権力は奪取してみても、政務の運用ができず、旧政権の官僚に政務の指揮を乞わざるをえなかったところに哥老会の弱点があったことが分かる。但し、陳によれば、郎承誥は「同盟会の豊都県責任者」であり、また、初代の徴収課長となった秦炳坤は清末の秀才で、同盟会員だったという（陳、62ページ）。一方、県志の第28篇・「人物」の項には郎承誥の略伝が載っているが（県志660～661ページ）、彼が同盟会員だったとは記されていない。秦炳坤には略伝もない。県志は陳の記述を吟味した結果、採用しないことにしたと思われる。

## B. 署（府）の名称、所属政府

1912年1月、豊都県行政公署が樹立された。重慶蜀軍政府（1911年11月22日に樹立）に所属した。同年3月7日、重慶蜀軍政府と成都の大漢四川軍政府が合併し、四川省軍政府都督府が成都に置かれると、4月、豊都県行政公署は、同都督府および川東道宣慰使署に所属した。川東道宣慰使署は翌年、川東道觀察使署と改称され、更に14年には、川東道尹公署と改称された。豊都県はこれらの使署・公署の督察区域に所属した。

1916年、豊都県行政公署は豊都県知事公署と改称され、四川省長公署、東川道尹公署に所属することになった。この東川道尹公署は1930年2月に廃止され、同年6月より（但し、県志「大事記」には7月とある）、豊都県知事公署は豊都県政府と改称され、四川省政府に直属することになった（以上は殷1、77～78ページ）。但し、改称当時の四川は各軍閥の防区に分かれており、豊都県は1927年7月以来、楊森の国民革命軍第20軍に投じて豊〔都〕・墊〔江〕・長〔寿〕三県駐軍指揮官となった陳蘭亭（隣県の石柱出身で土匪上がりの人物である）の支配下にあり、省長・劉文輝の支配は同県には及んでいなかった（匡珊吉・楊光彦主編『四川軍閥史』四川人民出版社、1991年、248ページ）。29年4月に、楊森は劉文輝等との戦いに敗れたが、陳蘭亭は20軍軍長を継いだ郭汝棟の指揮下に入った。その後30年7月以後、豊都県は国民革命軍第21軍軍長・劉湘の配下に入ったが（後掲第1表の「任命機関」欄を参照）、この時陳蘭亭は同軍の辺防軍司令となった（石柱県志編纂委員会編『石柱県志』第32巻人物の「陳蘭亭」の項、600ページ）。陳蘭亭は引き続き従来の駐防地区を管轄していたと思われるが、1937年7月の第一次川康整軍会議では、川康媛靖主任（劉湘）直轄部隊の第44軍（軍長は王讚緒）の163師師長に任命されている（周開慶『四川與対日抗戦』台湾商務院書館、1971年、35ページ）。

1935年2月、劉湘を首席として四川省が統一され、防区体制は解体された。各防区・各県の一切の政務は、統一した四川省政府の支配の下に置かれることとなった。そして同年7月から、豊都県政府は四川省政府治下の四川省第8区行政督察専員公署の督察区域の一県となった（専員公署は酉陽県に設置された）。この体制は1949年11月の豊都県「解放」まで続いた（以上は殷1、77～78ページ）。なお、この間、1939年9月19日に国民政府は「県各級組織綱要」を公布し、1940年元旦から県以下の行政組織の改編を発令した。いわゆる新県制の実施である。しかし、四川省では1940年3月～41年6月、41年7月～41年12月、43年1月～7月の三期に分け、2年半をかけて、ようやく全省137県の改

編を終了した（張俊頤『新県制之研究』正中書局、1988年、130ページ）。

### C. 県行政長官の職称と職権

県の最高の行政長官は知事または県長と称された。1912年から1929年までは知事と称され、1930年から1949年までは県長と称された。民国の初期は省政府が知事を任命した。知事または県長は全県の行政を一人で主宰し、民事・刑事の訴訟の最終決裁をも兼務し\*、所属機構の職員を指揮・監督して公務を処理した。防区制の時期には、知事や県長は同県を防区とする駐屯軍が任命した（以上は殷1、78ページ）。しかし、後述のように、豊都県に関しては、殷のいうとおりであったようである。しかし、駐屯軍自体が頻りに交替したから、知事や県長もくるくると変わった。結局、民国の38年間を通じて63人が知事や県長に任命されたが、その任期は長くて3年、短くは1年の内に2～3人、はなはだしくは4～5人が任命されたこともある。

\*なお、林大昭・陳有和・王漢昌合著「中国近代政治制度史」（重慶出版社、1988年）、417ページによると、県長が「軍法官」を兼任するようになったのは、1936年3月以降のこととされている。

知事や県長の出身地での任官回避の伝統は、初代知事に担ぎ出された郎承誥の場合を唯一の例外として、49年まで継承された（殷1、78ページ。但し、謝俊美『政治制度与近代中国』上海人民出版社、2000年12月再版、314ページによれば、「任避」の制度は、1906年の官制改革に際して明確に宣布されたという）。以上の63人の姓名、籍貫（出身地）、就任の年、離職の年、任命機関、および離職の形態（罷免、転任等）についての一覧表があるので、以下に引用する。但し、姓名・性別（全て男性）については省略する。

表1 中華民国時代の豊都県の歴代知事または県長一覧

機関	職名	順次	籍貫	就任年月	離職年月	任命機関	備考
豊都県行政公署	知事	初代	四川豊都	1912年		県人の推薦、重慶蜀軍政府の承認	
	"	2	湖北荊門	"		重慶蜀軍政府	免職
	"	3	四川榮県	1913年		四川省行政公署	"
	"	4	四川涪陵	"			この年8月、典獄員が県印保管
	"	5	四川樂山	"			免職
	"	6	四川資中	1914年		四川省民政庁	"
	"	7	江蘇江寧	1915年		"	
	"	8	直隸清苑	1916年		四川省長公署	免職
豊都県知事公署	"	9	四川叙永	"	1917年5月	"	"
	"	10	山西汾陽	1917年	1918年1月		"
	"	11	四川犍為	1918年2月	1918年11月	四川東川道尹公署	"
	"	12	四川隆昌	1918年			"
	"	13	四川瀘県	1919年			"
	"	14	四川樂山	"			"
	"	15	四川中江	"			"
	"	16	四川三台	"		四川東川道尹公署	"
	"	17	四川彭県	1920年			"
	"	18	四川涪陵	1921年		四川省長公署	"
	"	19	四川富順	"			"
	"	20	四川仁寿	1922年			"
	"	21	四川長寿	"			"

機關	職名	順次	籍貫	就任年 月	離職年 月	任命機關	備考
豐 都 縣 知 事 公 署	知事	22	貴州赤水	1922年			免職
	"	23	四川成都	1923年			"
	"	24	湖 南	"		川東边防軍前敵總指揮部	"
	"	25		"		"	"
	"	26	四川涪陵	"			"
	"	27		"			"
	"	28	貴州定遠	1924年			"
	"	29	四川広安	"			"
	"	30	四川閬中	"			"
	"	31	四川西充	1925年			"
	"	32	四川江津	"		四川清鄉鎮邊督粵兼 川防事務督粵公署	"
	"	33	四川永川	"		川康邊務督粵署	"
	"	34	四川中江	1926年		川黔聯軍右路副指揮 李	"
	"	35	四川南川	"		"	"
	"	36	四川蒼溪	"		討賊聯軍第一路軍第 三梯團總司令魏	"
	"	37	四川双流	"		討賊聯軍第一路軍總 司令楊	"
	"	38	四川成都	1927年		"	"
	"	39	四川広安	"	1927年 10月22日	国民革命軍第20軍川 夔边防司令楊	"
	"	40	四川犍為	1927年 12月23日	1928年 4月10日	"	"
	"	41		1928年 4月21日	1928年 5月2日	"	"
"	42		1928年 5月3日	1928年 5月29日	国民革命軍20軍長郭	"	
"	43		1928年 5月30日	1928年 6月17日	国民革命軍20軍川夔 边防司令楊	"	

機関	職名	順次	籍貫	就任年月	離職年月	任命機関	備考
豊都県知事公署	知事	44	四川南充	1928年 6月18日	1928年 9月5日	国民革命軍20軍川夔 辺防司令楊	免職
	代理 知事	45		1928年 9月6日	1928年 12月30日		"
	知事	46	四川榮県	1929年 1月1日	1929年 2月24日	国民革命軍20軍第3師 長陳	"
	"	47	"	1929年 2月25日	1929年 10月21日	国民革命軍20軍軍長 郭	"
	"	48	四川忠県	1929年 10月22日	1930年 7月6日	"	"
豊都県政府	県長	49	四川涪陵	1930年 7月7日	1931年 6月29日	国民革命軍21軍軍長 劉	"
	"	50	四川江北	1931年 6月30日	1933年 2月20日	"	転任
	"	51	江西臨川	1933年 2月21日	1934年 8月5日	"	忠県県長に転任
	"	52	四川永川	1934年 8月6日	1935年 10月15日	"	省政府に転任
	"	53	四川榮山	1935年 10月16日	1936年 7月31日	四川省政府主席劉	匪賊鎮圧に無能なるを以て免職
	"	54	貴州都勻	1936年 8月1日	1937年 11月30日	"	合川県長に転任
	"	55	四川南充	1937年 12月1日	1937年 11月30日マ	"	転任
	"	56	四川江北	1938年 8月1日マ	1939年 4月14日	四川省政府主席王	アヘン禁止政策に務めず、免職
	"	57	四川名山	1939年 4月15日	1940年 8月16日	"	アヘン禁止法違反にて免職処分
	"	58	四川井研	1940年 8月16日	1943年 2月15日	四川省政府主席張	邛県県長に転任
	"	59	四川峨眉	1943年 2月16日	1944年 8月	"	江北県県長に転任
	"	60	安徽	1944年 8月28日	1947年 3月21日	"	免職
	"	61	江蘇江安	1947年 3月22日	1948年	"	涪陵県長に転任
	"	62	四川彭県	1948年 4月	1949年 9月	"	免職
"	63	四川威遠	1949年 9月	1949年 11月	"	豊都解放前夜に逃亡	

『豊都文史資料』第3輯、79～84ページ

以上の表に見られるように、知事公署時代の内、特に 1918 年～ 25 年の間には、任命機関の不明な者が多い。また、いつ解任されたのかも不明であり、在職期間が明らかでないが、免職された事だけは確実な者が多い。当時彼らに課せられた任務は、殷汝南のいうように、軍糧・軍款を集めることが主で、行政や民衆の「慰撫」などはそっちのけであった（殷 1、78 ページ）ようだ。劉湘の 21 軍防区に編入された 1930 年以後になると、県長の任期は比較的にな長くなった。県長の交替にも、理由が示され、他県や省政府に転任した者もいたことが分かる。21 軍の下で行政機構が実質的な統治機構として、ある程度機能し始めたことをうかがうことができる。

なお、全国的には 1932 年 12 月の第二次全国内政会議で「実行県長久任並嚴禁濫荐以期政治修明案」が決議され、任期未満の県長の移動については中央政府内政部の承認が必要とされるようになった（林大昭等、前掲書 416 ページ）。30 年以後の任期の比較的な長期化は、あるいはこの影響があるかもしれないが、防区制解体以前については、中央の統制は県長の人事にまでは及ばなかったと思われる。なお、林等によると、県長は試補期間 1 年、実任期間 3 年とされていた（同前）。

在職期間の最長は 60 代目の県長で、日中戦争終結を挟んだ 2 年 5 ヶ月に及んだが、免職の理由は定かでない。在職期間の最短は、記録の範囲内では 41 代知事の 11 日間である（42 代知事の 18 日、46 代知事の 26 日などがこれに続くが、この時期は 20 軍の楊森と 21 軍の劉湘とが川東の防区をめぐって戦争をしていた時期である）。

最後に、出身地では四川省の人物が 44 人、69% と圧倒的な割合を占めている。

## 第2章 県署、県政府の事務機構の変遷

この変遷については最初に、殷氏が作成した「辦事機構増減明細表」を紹介することから始めよう。但し、①県志 397～399 ページの記載で、より詳細に分かる事実を加筆し（半角文字を使用した場合もある）、②県志と記述が異なる事柄については、\*印を付けて県志の記載事項を注記し、該当事項についての殷氏の原文には下線を引く。なお、③この形式は、殷氏の設けた年度欄の枠を越えても、適用される。

表2 1912年～1949年までの県事務機構の変遷

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九一二年～一九一七年	豊都県行政公署	内設 行政股 民事股 刑事股 外設 徴収局 地方税収所 勸学所 *団練総局（県志によれば1917年に設置）	各股に主任を設ける 各股に、師爺、主稿員、粵事員を配置して公務を処理する 局に局長を設ける 所に所長を設ける *団練総局に局長を置く	勸学所は清の宣統年間に成立、民国初期はこの旧制を継承
一九一八～一九二四年	豊都県知事公署	内設 行政股 民事股 刑事股 外設 徴収局 地方収支所 勸学所 <u>団練局</u>	<u>1920年に団練局を新設、正副局長各1人を置く</u> その他の機構は前どおり	
一九二九年	豊都県知事公署	内設 総務科 民事股 刑事股	科に科長、局に局長を置き、[配下の]全機関の政務を総理する	

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九二九年	豊都県知事公署	外設 * 財政局 税務局 実業局 教育局  財務局		
一九三〇年	豊都県政府	内設 総務科 司法科  外設 教育局 建設局 財政局 団務局	科に科長、局に局長を置き、政務を総理すると共に、科員、雇員、事務員を配置して各項の公務を処理する。科長・局長は県長が合格人員[適格者]を選抜し、政府[上級政府? 21軍本部か?]に委任を要請する	県署を県政府と改称し、事務部門は[県政府]組織法に従って改革した
一九三二〜一九三四年	豊都県政府	内設 総務科 司法科 教育科 財政科 建設科  外設 団務委員会	5つの科に科長各1人を置く団務委員会に委員長1人を置き政務を主管する 別に、各科科員、雇員、辦事員等を配置して公務を処理する	1932年、上級機関の司令により、裁局併科[局を廃止し科に合併]し、新しい機構を設ける
一九三五〜一九三六年	豊都県政府	秘書室 第1科(民政) 第2科(財政) 第3科(教育、建設)  外設 徴収局 保安大隊	* 秘書室に秘書、助理秘書を各1人(秘書1人)、各科に科長1人を置き、科員、雇員、辦事員を配置する * 県政府の公職人員の総計は48人(84人)	1935年7月1日、事務機構を改組し数字の順序で命名し、元の5つの科を1室3科とし、教育・建設を1つの科に合併

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九三六〜一九三九年	豊都県政府	秘書室 第1科 第2科 第3科 兵役科 38年に新設 禁煙室 38年に新設、39年に禁煙科 司法処 36年に新設、39年に撤廃 合作指導室 37年に新設 警佐室 徴収局 団務委員会 37年、保安大隊を改組 軍法承審室 38年に新設	公職人員の設置は上欄に同じ 1938年12月現在の、県政府の公職人員の総計は55人	司法処は1936年に増設、1937年に合作指導室を設置、保安大隊は再度団務委員会と改称。1938年に兵役科、禁煙室を増設
一九四〇年	豊都県政府	秘書室 民政科 旧第1科 財政科 旧第2科 教育科 旧第3科 建設科 旧第3科 軍事科 禁煙科 合作指導室 団務委員会 警佐室 軍法室 会計室	1940年12月現在の、県政府の公職人員の総計は72人	1940年に新県制を実施、科は番号順の表記を改め、民、財、教、建の4科を実名で呼ぶ。兵役科は軍事科と改称、9月に会計室を増設
一九四一年	豊都県政府	秘書室 民政科 財政科 教育科 建設科 軍事科 社会科 粮政科 会計室 統計室 軍法室  外設 警察局 団務委員会	秘書、科長、主任、指導員、警佐を設け、各機構の公務を総理する 県政府の公職人員の総計は83人。その内、秘書室所属が24人	この年、社会、粮政の両科と統計室を設置

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九四二～一九四四年	豊都県政府	秘書室 民政科 財政科 教育科 建設科 社会科 粮政科 地政科 会計室 合作室 軍法室 統計室  外設 警察局 国民兵团務委員会	官を設け、員を設けるのは上欄と同じ 1944年12月現在の、県政府の公職人員の総計は84人。その内、秘書室所属が23人1943年に軍事科を廃止し、国民兵团部に吸収	1944年に地政科を新設
一九四六年	豊都県政府	秘書室 民政科 財政科 教育科 建設科 社会科 地政科 統計室 会計室 *兵役科 戸籍室 合作室 警察局  <u>兵役室</u>	官を設け、員を設けるのは上欄と同じ 県政府の公職人員の総計は82人。その内、秘書室所属が22人  *県志によれば、45年に兵役科を増設	
一九四七年	豊都県政府	秘書室 第1科 (民政) 第2科 (財政) 第3科 (教育) 第4科 (建設) 第5科 (社会) *第6科 (兵役) 合作室 会計室 統計室 警察局	官を設け、員を設けるのは上欄と同じ 県政府の公職人員の総計は75人に減少。その内、秘書室所属が26人  <u>第6科 (役政、治安)</u> 、とあり	命令により、科名を番号で表示

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九四九年	豊都県政府	秘書室 第1科 第2科 第3科 第4科 第5科 合作室 会計室 統計室 警察局	*削減対象者に2ヵ月分の給与を支給して、県政府人員の10%の削減を計画するも、実施の途中で人民解放軍が入川し、県長は威遠県に逃亡	この年10月第6科の政務を廃止し、第1科に吸収11月末、県長は密かに逃亡、政府機構は倒壊。12月は新たな人民政府が各部門を接收・管理

表1に同じ、92～96ページ

以上の表2によって、あらかたの機構の変遷は示されているが、若干の補足を殷汝南の本文や県志と、私の少しく知る所をもって補えば以下のとおりである。

#### A. 「内設」「外設」の区別について

1929年の欄で、「外」に財務、税務、実業、教育の各「局」を設けたとあり、翌30年では、「外」に教育、建設、財政、団務の各「局」を設けたとあるが、1932～34年の欄では、総務、司法、教育、財政、建設の5「科」が「内」に設けられている。この「内」「外」の区別について、殷の本文にも県志にも詳しい説明がないが、『四川月報』第3巻第3期（1933年9月号G1ページ）所掲の「21軍戍区各県県政概況」（以下、「概況」と表示）によって補足すると以下のとおりである。

まず、この「概況」には注があり、その①には、「教・建・財の各科は元は局だったが、節約のため民国21年4月に科に改めて、県政府に入れた」と記されている。下線を施したように、元来は「外」にあったからこそこのような表現になるのだ、と考えるのが道理である。

第2に、「局」つまり「外」とは、省の直属機関であるかまたは、民間の自治組織で、郷紳層が支配し、県長の監督のもとにおかれたが、とはいえ、人事の任免、実務や会計等は県政府から独立していたと思われる。だが、その理由を

述べる前に、この「概況」の論述形式を紹介しておかなければならない。

「概況」は、(1) 県政組織、(2) 自治機関、(3) 法定団体、(4) 特設機関、(5) 議事機関、(6) 兼理司法、の6項目に分けられ、これに注が3条付けられている。

以上のような諸項目において、団務委員会は「(4) 特設機関」の最初に挙げられているのである。そしてそこには、団務委員会は1926年に「全県団務の最高機関として設置され、県長が委員長を兼任し、別に県の紳士1人を副委員長、委員3人を設けて、総務・文牘〔文書〕・収支〔会計〕を担当させた。また「督練部を附設した」と記されている。

このような傍証に基づいて、上述のような推察をした次第である。

但し、「(1) 県政組織」の項では、県長の下に秘書1人、総務、教育、建設、財政の各科長が置かれていたと書かれている。表2に「秘書室」が登場するのは35年からである。万事が21軍本部の規定どおりではなかったことも分かるが、その後の表2を見ても、外設機関は局か委員会であり、内外の区別の基準は上述のようなものであったと考えよい。

また、特設機関とは別に、「(6) 兼理司法」の項には、①承審員〔裁判官〕。各県3人以下で、21軍本部または県長より委嘱する、②管獄員〔典獄〕1人、③書記員1～3人、④録事〔記録員〕2～5人、⑤承発吏〔執達吏〕4～6人、⑥司法警察は政務警察が兼任する、⑦検屍吏〔検屍官〕1～2人、以上7種の役人が挙げられている。誰が「兼理」するかとは明記されていないが、県長以外は考えられない。そこで、次にはこの司法機構について検討してみよう。

## B. 司法機構について

上には、「概要」における司法のありようを紹介したが、表2の1932～34年の欄の「司法科」には、以上の人員(9～19人)も含まれていたと考えられるが、人員については、後で問題にしたい。さて、表2の1935～36年の欄では「司法科」が消え、36～39年の欄では「司法処」が現われる。40年の欄にも「司法」の語は見えない。代わって「軍法室」が登場し、1944年までは存続した。以後は「法」の字すら消えてしまう。県以下の司法制度については不明な点が多いが、県志「公安司法」篇の第3章「法院」には以下のように記されている(県志、468～469ページ)。

民国の初期は司法の案件は知事が審理した。

1927年、「政法一統制」を実行し、知事が司法を兼務し、承審員を設けて、知

事の審理を補助させた。

1930年、知事公署を県政府と改称し、知事は県長と改称されたが、県長は依然司法を兼務し、司法科を設けて民事・刑事の案件を処理させた。司法科には、承審員・書記員・司事・録事・検験員・執達員・法警・公丁等の人員を配置した。

1936年、12月、司法処を設置し、審判官1人、書記官2人、録事3人、執達員3人、検験員1人、法警察6人、庭丁2名、工役3名を配置した。

1939年、四川省豊都県地方法院が設立され、全司法法院の人員は19人であった。その内訳は、院長1人（推事〔判事〕を兼務）、推事2人、書記官長1人、書記官6人、執達員3人、庭丁3人、検験員1人、工役2人であった。

1949年、11月の時点では、全司法法院の人員は35人で、院長1人、推事3人、書記官長1人がいた。

以上のように、県長は少なくとも、1927年以来司法を兼務しており、前引のような『中国近代政治制度史』の記述は豊都県には即していない（但し、同著は県長が「軍法官」を兼ね、「危害民国緊急治罪法」違反者の処罰に当たったと述べているので、通常の民事・刑事の審判は「司法処」が担当した、とも考えられる）。

ちなみに、居正「十年来的司法界」によると、1937年当時、全国1700余県の内、地方法院を設けた県はわずかに300余県に過ぎず、その他の8割以上の県では、従来どおり県長が司法を兼任する制度をとっていて、名称も県司法公署とか県法院とか、まちまちであった。1936年7月に公布された、新しい「県司法処組織暫行条令」では、各県に「県司法処」を設置するように定めているが、新しい制度では、審判官〔裁判官〕は独立して裁判の職務を行使すること、県長は検察権のみを兼任すること、裁判官は高等法院が派遣・監督すること、書記員〔書記官〕・検験員〔検屍官〕は高等法院が任命する、ことになった（中国文化建設協会編集『十年来的中国』中国文化建設協会、1938年、74～78ページ）。豊都県に1936年12月に司法処が設置されたのは、この「条令」に基づいて定められたものに違いない。

なお、県志の同篇第2章「検察」によると、36年に県に司法処が設置されたが、検察は県長が兼任していた。次いで、39年12月に司法処を撤廃し、豊都地方法院検察処が成立し、検察官1人、書記官1人を設けた。その後は、42年から49年11月までは、首席検察官1人、検察官2人、主任書記官1人、書記官

2人および差事、公丁、検験員等の職を置く体制であった（県志、465ページ）。地方法院の設置が39年の12月であったこと、また法院の内部に検察処が設置されていたこと、が分かる。但し、42年以後の差事、公丁、検験員の数は不明である。員数の問題は後回しにするが、以上のような記述は、39年の「全地方法院の人員は19人」とする、県志第3章「法院」の記述とは、矛盾する。上述のように、「法院」の役職の中には「検察官」は含まれていないし、「検察処」が設置されたとすれば、「全地方法院」という表現はおかしいのである。さりとて、実際はどうであったのか、掘るべき史料・資料を私は持たない。今後の研究課題として、残さざるを得ない。

### C. 議事機関について

さて、21軍防区の「概況」に説明のあるその他の事項で、表2とは違っていたり、説明のないものについて、更に補足しておく。「概況」には、議事機関として①県行政会議と②県政会議の2つがあったと書かれている。県行政会議は年2回開かれ、県長・各科長・秘書・各局長・各区長・地方団体の長（法定団体として、教育会、農会、工会、商会の4つがあった）と、県長が招聘した紳士（人数は不明）とによって構成された。県政会議は県長・秘書・各科長・各局長をもって構成し、毎週もしくは数週間に1回の割合で開かれることになっていた。

この議事機関については、豊都県の県志では以下のように述べられている（県志、377ページ）。

1. 豊都県議事会は、清末の1911年に設けられ、議長1人、議員3～5人であった。
2. 豊都県参事会は、清の制度を継承し、会長、副会長、参事を以て構成された。1914年に廃止されたが、1918年に復活された。1919年から22年迄は県団練総局の副局長は参事会が選んで、県知事が任命した。28年に廃止。
3. 豊都県民意諮詢委員会は、1929年に制定され、県内の紳士39人を委員とし、県政府が折に触れて諮問し、行政の円滑な展開を図ったが、1942年8月に廃止された。

議事会、参事会、民意諮詢委員会は、どれも、上の「概況」の②県政会議に相当するものと思われるが、これ以上の詳しい記述はない。

#### D. 1935年7月の県制度改革について

1935年の統一四川政府の下で、豊都県は第8専員区に所属することになったのは、前述のとおりである。この年7月に県政府の改組が行なわれた。

秘書室には秘書1人、助理秘書1人が置かれ、県長の命令を受けて、機密事項を処理し、文書を起草し、計画を審査・決定し、県長の印鑑を保管し、会計、庶務等の事項を処理する（殷1、86ページ）。

第1科は、全県の戸口・保甲・水陸の交通、地方団体、土地調査、衛生・救済、禁煙、民間行事〔礼俗〕、宗教およびその他の一切の民政事項を所掌する。

第2科は、全県の財政、公有財産〔の管理〕、予算編成およびその他の一切の財政事項を所掌する。

第3科は、全県の教育行政、文化、農林・水利、交通事業、労役、公共事業およびその他の一切の建設・教育の協力事項を所掌する。

この年、団務委員会を保安大隊に改め、大隊長を設けて統率させることとした（以上は殷1、86ページ）。

#### E. 団練について

ここで、団練の変遷について、県志の「軍事」の記すところを紹介すれば、以下のとおりである。

1912年、清朝の制度にそって団練を行い、総副の長各1名、参議4人を置いた。練丁は60名であった。

1914年、警備隊を実施したが、当時の豊都県は「中等県」にランクされていたので、隊丁は80名で、隊長、分隊長を各1名設けた。

1917年、8月、県に団練総局を設け、正副各局長1名を置いた。城廂〔県城門外の街並〕、郷に分局を設け、正副分局長各1名を置く。場市に分所を設け、所長1名を置く。

1919年、1月、省の法規に則り、団練総局長は県知事が兼任し、副局長は、知事が県参事会の選挙した2名の中から1名を選んで任命することにした。城廂、郷の分局の正副長の中から1名を〔選抜して〕総局に常駐させ、各郷団練の事務について協議させる。各場市分所の所長は、保郵事〔保長〕が兼任することにした。全県の練丁は330名だった。

8月、知事は常練を廃止し、民団を創設したが、民団の実力は充実せず、土匪の被害が激しくなった。

1920年、5月、川黔〔四川・貴州〕軍の戦争が起こり、団練は瓦解した。  
1922年、県の城廂、郷に団総を設け、各団を管理するようにした。知事は  
県参事会の選抜を経ずに、団務の人員を任免できた。  
1925年、省令に従い、督練長1名を置き、城廂と郷に督練員1名を置いた。  
1930年、国民兵団団務局を設け、局長1名を置いた。  
1932年、国民兵団団務局を団務委員会に改め、委員長1名を置く。  
1935年、国民兵団を保安大隊に改め、大隊長〔1名〕を置き統制・管理に当  
たらせた。  
1939年、保安大隊を国民兵団に改め、県長が団長を兼ね、副団長1名を置  
いた。

(以上は県志、474～75ページ)

県志の「軍事」篇の民国期に関する記述は、以上で終わる。保甲制との関係  
等は次章に譲る。

ところで、1939年の国民兵団への改組については問題がある。すなわち、同  
じ県志の「政府」の中では、この改組は1937年の事として記載されており(398  
ページ)、記述に矛盾がある。この点に関しては、殷汝南の本文によると、1939  
年に保安大隊は「国民兵団」と改称され、県長が団長となり、別に副団長を置  
いた、とある(殷1、86ページ)。しかし、表2の36～39年の備考欄では、37  
年に保安大隊は再度団務委員会と改称されたとも述べている。上記のように、  
32年から35年の改組まで、団務委員会の配下に置かれていたのが国民兵団であ  
る。それ故、37年に国民兵団の呼称が復活したとも、十分考えられるのである。  
とすれば、殷汝南も、本文と表2とで矛盾した記述を行なっているようにも、  
受け取れるのである。

そこで、参考として、周開慶の『民国川事紀要(中華民国26年～39年)』(四  
川文献社、1972年。以下、周1と表記)を見ると、1937年については、8月20  
日の項に、省政府の保安処長の王陵基が、全省の保安隊を23個団に編成するこ  
とにし、9月末までに一律に新編制に改編することを命じた、とある。

一方、1939年12月5日の項には、蒋介石が手を加えた「四川省施政綱要」の  
原文が引用されており、それによると、(甲)治安と剿匪の(2)として、「保  
安団隊は実際の必要に応じて、各行政区(各区に1大隊以上)およびその所轄  
の各県(各県に1中隊以上)に分配し、[各区の行政督察]専員が保安司令を兼  
ね、また県長が国民兵団長を兼ねる。[専員・県長は]いずれも所属の保安団隊  
に対し、行政上の指揮・監督および賞罰の審査の全権を有する。かつまた、保

安副司令は大隊長を監督し、各県の国民兵団副団長は保安中隊長・自衛中隊長を監督・指導し、両者〔保安副司令と副団長〕は訓練の責任を負い、専員・県長が各区・県の保安団隊を円滑に使用できるようにする」と記されている（ここでいう区とは、行政督察専員区のことである）。

「国民兵団長」という言葉が使われている事から考えると、素直に39年説を取りたいが、抗日戦争が確定的となった37年時点での「23個団への新編成」という事も気にかかる。そこで隣県の前引『石柱県志』を見ると、38年に県国民自衛総隊が、39年には県国民兵団が設置されている。但し、設置の日には9月1日と記されている（同書477ページ）。同県志が民国時代の地方武装について、月日まで記しているのは、この件だけであることから考えると、よほど印象的なことであったと思われる。したがって、上述の「施政要綱」以前に国民兵団が実施されていたのは疑いない。他県ではこれ以前に「国民兵団」が設けられていた可能性もある。結論としては、豊都県志の「軍事」にいう、39年説を積極的に否定する根拠がないので、これに従うが、12月5日の「施政要綱」発表直後の12月中に実施されたとは考えにくい。石柱県のように12月以前から実施されていたと思うのである。

ところで、県志「軍事」に従い、1939年に国民兵団が復活したと考えるにしても、県長が団長を兼ねたとあるが、表2の1940、41両年事務機構欄には団務委員会の名が見える。団務委員会が復活したものと思われる。但し、「国民兵団」という名称に変更はなく、県長＝団長という制度だけが再度委員会制に戻されたものと推察される。1944年に軍事科を廃止し、国民兵団に吸収した。県長が団長を兼ね、元軍事科科長が副団長になった。上述のように、「国民兵団」という呼称に変更はなかった。しかし、団務委員会制は再び廃止されたわけである（殷1、91ページ）。

## F. 1941年の制度改革における室と科の区別について

1941年は、豊都県でも新県制が実施されたと考えられ、機構改革の様子がうかがえる。「室と科が明確に区分された」と殷の本文にはあるが（殷1、87ページ）、表2に見られるように、室と科の名称は1935年の改革の時点から併存している。それはともかく、本文によると、1941年における室と科の所掌事項の細目は以下のものであった（殷1、87～90ページ）。

### 秘書室の所掌事項

- 1) 県政府職員の任用と罷免、ならびに賞罰の審査

- 2) 機密文書や電文の起草、および各科・各室の書類〔文稿〕を総覧すること
- 3) 公印・書信を保管し、文書・電報の送受、保存書類〔档案〕を保管し、清書・校正を行なうこと
- 4) 図書・刊行物の編纂・発行、統計〔資料の〕蒐集・保管および調査
- 5) 庶務およびその他の科・室に属さぬ事項

#### 民政科の所掌事項

- 1) 地方自治および保甲
- 2) 戸口調査および人事登記
- 3) 区署の監督
- 4) 衛生行政
- 5) 寺廟の財産の管理および監督
- 6) 民間行事・宗教
- 7) 名勝・古跡・骨董品の調査・保管
- 8) その他、民政に関する事項

#### 財政科の所掌事項

- 1) 財務〔財政〕行政
- 2) 地方金融機構の管理および監督
- 3) 共同で予算編成を行なうこと
- 4) 県の公有財産の管理および処分
- 5) 寺廟財産の登記
- 6) その他、財政に関する事項

#### 教育科の所掌事項

- 1) 教育行政
- 2) 学校教育
- 3) 社会教育
- 4) 教育経費
- 5) その他、教育・文化に関する事項

#### 建設科の所掌事項

- 1) 農林・水利および開墾〔墾牧〕
- 2) 道路・橋梁・電信、およびその他の土木事業
- 3) 工業・商業・鉱業
- 4) 度量衡の検査と決定

- 5) 食糧管理および穀物備蓄用の倉庫の建設
- 6) 勤労奉仕 [工役]
- 7) その他、建設に関係ある事項

#### 社会科の所掌事項

- 1) 感化・救済・養育・養老、および貧民・被災者の救済等の慈善事業
- 2) 人民団体の組織登録
- 3) 労働行政
- 4) 新生活運動国民精神動員運動
- 5) 人民団体および民衆組織の紛糾 [の処理]
- 6) 人民団体および民衆組織の経費の検査
- 7) 各種社会運動の宣伝および推進
- 8) その他、社会福利に関する事項

#### 軍事科の所掌事項

- 1) 動員
- 2) 在郷軍人の管理
- 3) 軍のための [物資や労役の] 徴発
- 4) 防空
- 5) 情報
- 6) 用兵のための [兵要] 地理の調査
- 7) 軍馬徴用の準備体制 [馬政]
- 8) 兵役の宣伝・説明、および兵役法違反者の処分
- 9) 出征軍人家族の調査・優遇・救済
- 10) 軍人の消息の伝達 [軍人通迅]
- 11) 民有の銃および弾丸 [槍弾] の登記と烙印の管理
- 12) [国民兵団に] 貸与 [領発] した銃および弾丸 [弾械] の管理、および損耗の点検
- 13) その他、軍事に関する事項

#### 会計室の所掌事項

- 1) 各機関の歳入歳出概算書の計算および総概算書の作成
- 2) 県予算計画の要求事項についての事実の調査
- 3) 予算内での費目の法に則った流用の登記
- 4) 県各機関の歳入歳出決算書の計算および総決算書の作成
- 5) 財政上の効果の増進および不経済な支出を減らすことについての、研

## 究、提案と報告

- 6) 会計制度の立案
- 7) 県各機関の会計報告の総合的記載および総報告の編纂
- 8) 各機関の会計事務の指導・監督
- 9) 県政府の歳入および経費の収支決算の処理
- 10) その他、歳計・会計に係る事項

## 警佐室の所掌事項

- 1) 警察の編成・訓練・派遣・勤務評定および報奨
- 2) 警察の武器の管理および勤務の配備
- 3) 戸口調査・人事登記の執行あるいは協力、および風俗の改善
- 4) 消防・衛生および交通維持
- 5) 農林・漁労・捕鳥の保護および取締
- 6) 警察法違反者の処分および司法への協力
- 7) その他、警佐に係る事項

## 合作指導室の所掌事項

- 1) 合作社員の訓練
- 2) 合作事業の計画および推進
- 3) 合作社貸し付け金の紹介ならびに指導
- 4) その他、合作〔事業〕に係る事項

以上、科と室の所掌事項の内容を見てきた。残念なことに、表2によれば、この年(1941年)に新設されたはずの糧政科の説明がない。更に、不思議なのは、表2や1941年の各室・各科の所掌事項を見ても、税の徴収機関がどこであったのか明記されていないことである。この点について、以下に検討しよう。

## G. 田賦の徴収機関について

表2のように、1929年以前では、徴収局・税務局等、明白な徴税機関があった。これが1930年の21軍防区に編入以降は一旦姿を消す。しかし、1935年から39年の間には徴収局が復活していた。ところが、1940年になると、徴収局は又も姿を消し、以後その名は出てこない。上引の財政科の所掌事項の1、「財政行政」の中に徴税も含まれるのだろうか？ 最初に結論をいえば、少なくとも土地税＝田賦の徴収は含まれない。一般には徴収局を改組して財政部の所管する「田賦管理処」が外設されたが、豊都県では田賦管理処が糧政科と称されていた、と考えるのが妥当である。しかし、この結論に先立ち、豊都県の徴税機関

の変遷について、他の資料も参考にしつつたどっておきたい。

そもそも、徴収局とは、国税（田賦が主）・省税の徴収機関であり、豊都県でも、1913年に設けられていた（陳、62ページ）。県税の徴収機関としては、表2のとおり、「地方税収所」があった。それは1918年～24年にかけては「地方収支所」と改称された。但し、上引の陳慶根によると、この改称が行なわれたのは、1921年10月、当時の省長・劉湘の発令によるという（陳、68ページ）。しかし、この時期すでに国税と地方税の区別などは有名無実化していたのであって、両方とも各地の防区を支配する軍閥の収入になっていたのである。そして、1928年7月に開かれた全国財政会議の後に、南京政府は田賦を地方税と定めて現状を追認した。但し、田賦とその他の地方税との区別はそのままに残され、一般に田賦は徴収局、その他の地方税（省税・県税）は財務局が徴収したようである（朱僊「四川省田賦附加税及農民其他負担之真相」『東方雑誌』第31巻14号、88ページ）。表2に見られるとおり、1929年の豊都県の場合には「財務局」と「税務局」とがあるが、明確な説明は殷1の本文にも陳慶根の文章にも、そして県志にもない。1924年2月以来、豊都県は劉湘の21軍の防区に組み込まれたが（匡珊吉・楊光彦主編『四川軍閥史』四川人民出版社、1991年、所収の「四川軍閥戦争図説」第19図による）、26年3月以降は楊森の20軍の防区に所属した（馬宣偉・肖波著『四川軍閥楊森』四川人民出版社、1983年、51ページ）。豊都県が再度21軍防区に入るのは、表1から分かるように、30年7月以降の事である。29年の「税務局」とは、20軍支配時代における「徴収局」の異称かもしれないし、その可能性は大きい。以下にその理由を述べる。

21軍防区の時代（1930～35年初）には、「徴収局」という名称の機関が存在した県もあった。というより、「徴収局」のなかった豊都県が例外だったのではなかろうか。その根拠として、第1には、1932年4月10日付の『新々新聞』の第9面に、21軍は4月3日、同防区の徴税の機関として今後は地方附加税は県の財政科が、国税および省税は各県の徴収局が当たるように決定した、という記事が載っていることを挙げることができる。また、第2には、『四川月報』第3巻6期には、1934年に21軍本部が出した法令・「民国23年徴収粮税辦法」が掲載されており、そこには「戍区各県局」ということばが見えることである。「県局」が県徴収局を意味することは、疑いのない所であろう。

ところで、陳慶根によると、1924年当時まで存在した徴収局の下での徴税の実際は、一般に各地の「団保」[団長・保長]や「粮差」[租税徴収請負]が徴税を行い（陳、68ページ）、徴収局はこれを受け取るだけの機構にすぎなかった

ようである。このような事態は、その後の豊都県でも他の県でも、普遍的に見られた現象であった。このような事例にはこと欠かないが、1935年7月の時点で、省政府が各県に命令を出して、各郷の団保・糧差による「糧税の代徴・包徴〔徴税の請負〕の取り消し」を命じていたことによっても、明らかである（『四川月報』7巻1期、D12ページ）。なお、この史料では、今後は徴収局が櫃〔税を投じる箱〕を設けて〔納税者に税をそこに投入させるようにし〕、税を直接徴収することにする（清代に実施されていた「自封投櫃」の復活である）。「各郷団保」はただ「代催」すなわち、納税の督促を政府に代わって行なう責任のみを負うことにせよ、と命じている。

また、朱偁の上引論文（1934年7月出版）によると、徴糧局長〔徴収局の局長〕は「往々県長が兼任」していた（前掲誌、89ページ）。そして、1935年の改革以後でも、県長による徴収局長の兼任はなお行なわれていたようである。すなわち、張肖梅編『四川經濟參考資料』（中国國民經濟研究所、1939年1月。以下には「張」と表記）の第3章財政C3ページによると、局長は県長の兼任が認められていた。また、C4ページには、「a 徴収局組織表」が掲載されており、これによると、1等局には局長1、主任2、1等股員3、2等股員4、3等股員5、雇員6、夫役7、の合計28人が置かれており、この人員については、2等局も同様であり、3等局では局長のほか、1等股員2、2等股員2、3等股員4、雇員4、夫役6、の合計19人が、4等局では、1等股員が無く、2等股員と雇員が各1、3等股員と夫役が各4と局長との、合計13名が配置されていた。また、同ページには「b 徴収局等級表」も掲載されており、これによると豊都県は3等県、犍為県は2等県に格付けされている。以上のことや後掲の表5が上の「a 徴収局組織表」の後に載せられていることなどから考えると、表2の1935～1939年の欄にある48（84）人～55人という数字には、局長を除く徴収局の人員は含まれなかった、と考えるのが妥当と思われる。

ここで、話は少々本章本来の任務から逸れるが、この県長の徴収局長兼任については、『四川合川県政府年刊』（1936年刊）所収の論文「県長兼長徴局在辦事上の効率和困難」の中で、著者の劉東巖がこう述べているのが興味深い。すなわち、「県長は親民のために父母となる官吏であるから……〔政務を執るに当たっては〕愛民と養民の精神を表現しなければならない。そうしてこそ民の父母たることに恥じないのである。〔ところが〕いま徴収局長を兼任すれば、毎日人民に対して税款〔税金〕の納入を催促しなければならない。〔そうするのは、徴収局長という立場上〕公明正大な事には違いないが、結果的には民を困らせ

る事になる〔跡近擾民〕。民の反発を買って、他の政務にも悪い影響が出ないだろうか（この最後の文章のみは私による要約）」と（4～5ページ）。県長＝「民衆の父母」という徳治主義が、徴税の兼任という行為によって、「搾取者」としての本質が暴かれてしまうのを恐れているのである\*。

\* 因に、1992年に訪中した際に、私は沿岸の某大都市の某区長に話を聴く機会を得た。年齢は40代前半、共産主義青年団の書記等の職を経て現職に抜擢されたとのことで、いかにも“切れ者”という印象を受けた。その折、側近の一人の口から「区長はなんといっても×十万人の父母ですから」という言葉を聴いて、驚いた経験がある。上引の史料と、役人＝中共幹部の意識はいまでも全く変わっていないようだ。また、張分田『亦主亦奴』浙江人民出版社、2000年、254ページによると、「父母官」という呼称は宋初に始まったようである。

ところで、米慶雲「中央軍入川記」（存萃学社編『民国以来四川動乱史料彙輯』、大東図書公司、1977年）によると、1935年の県政改革に際しては、田賦の徴収に当たる徴収局と営業税・印花等の税を徴収する税務局とは県政府に併入されず（田賦も営業税・印花税も省税である）、これは「四川の特例」であったと記されている（153ページ）。前述の「a徴収局組織表」に附された「説明」には、「その局長の職務を県長が兼任する場合には、津貼〔手当て〕として月200元を給するが、その外に経費は支給しない」と述べられており、兼任しない場合もあったことは確かである。しかし、米慶雲のように「県政府に併入されなかった」とは、前掲書第3章のどこにも述べられていない。但し、張C5ページでは、「統計全川共九十三局」と述べており、当時の四川省は148県だったから、55県に徴収局がなかったことになる。この55県が米慶雲のいうケースだったと考えることもできるが、上に紹介した合川県は1等県であり、豊都県は3等県である（張、C4ページ）。常識的に考えれば、徴収局の独立は人口も耕地も多い大県で実施され、県長による兼任は規模の小さい辺境の県で起こりそうな事態なのに、そうではないのである。だからこの55県が米慶雲のいうケースであったとは考えにくい。上掲書の編者によると、米慶雲は区長や県長を歴任した人物であるから（前掲書、151ページ）、彼の言うことも尊重したいが、少なくとも1939年当時までの史料には彼の発言を裏付けるものが、管見ながら無いのである。米慶雲の文章は新県制が布かれて以後の時期との、記憶の混同があるように思われる。

以上、豊都県でも39年までは徴収局が存在したことは確かであるが、翌40年以降はなくなったのであった。そこで、本項目の冒頭の結論について、以下に

根拠を述べることにしよう。

直接の根拠は、甘典夔「1941年四川田賦改正実物経過」；『四川文史資料』第11輯（以下、「甘」と表記）と潘鴻声「田賦徵実与糧食徵購問題」；原載は『中国行政』第2巻第7・8合刊、侯坤宏編『中華民国農業史料2 糧政史料第5冊』（国史館、1990年）所収である（以下、「潘」と表記）。潘の論文は1943年当時のものであり、甘のものは回想であるが、甘の本名は甘績繡で、四川省財政部長を長く勤めた人物である。甘によると、田賦管理处は、41年6月の第3次全国財政會議の決定に基づき、各省には8月1日付で設立され、各県には9月1日までに設置を命じられたものである（甘、111、114～115ページ）。田賦管理处設置の目的は田賦徵実（土地税の実物徵収）により、①軍用の食糧を確保し、②公務員・教職員への食糧支給を実現するためであった。田賦徵実は財政部所管の事業で、田賦管理处は田賦の実物による税の取り立て（経徵）機関であり、これに対し糧食部では各省各県に糧政科または糧政管理委員会を設けて食糧の買い付け（経収）や借用事務を担当させていた（潘、109ページ）。両者の事業は重複する問題を抱えていたが（そもそもの課税対象となる土地の測量、所有権の登記、その他）、制度的には田賦管理处と糧政科とは元来は別組織として設置されたものである。しかし、明確な時点は県により違うようだが、田賦管理处と糧政科が統合されて行ったようである（田賦管理处に関しては、本誌52号の1に「日中戦争期の四川省における地方公務員についての一考察—財政部田賦管理处関係の史料から—」と題して拙稿を掲載した。その際にも紹介したが、日本人の手による研究成果としては、天野祐子氏の論文がある）。

傍証として、周開慶の周1の41年9月16日の項には、各県に「田賦管理处」が設けられた、とある。上の甘とは日が一致しないが、これは、実施の期日が守られなかったと考えることもできる（但し、先の県地方法院の例に見られたように、各県一斉に設置されたとは限らないであろう）。

第3に、張俊頤の前引著によれば、新県制の実施に当たり、第1～4等までの各県には民政・財政・教育・建設・軍事・社会・糧政の7科と、秘書・会計・統計・合作・軍法・戸籍・警佐の7室を設けた、という（前掲書、131ページ。張は台湾の国史館所蔵の、「内政部 新県制実施成績総檢討案」第3巻7～8ページに依拠したと述べている）。豊都県の場合、戸籍（46年に出現）・警佐（40年までは存在）の2室については、張俊頤の叙述と合わないが、その他については41年の表2に一致する。

第4に、では実際に県レベルで、この政令は実施されていたのだろうか？『銅

梁県志』(重慶大学出版社、1991年)によると、同県では1941年8月に「田賦」の実物徴収が決められた際に、「田賦」の徴収機関とその他の収税機関を分離した。その際に、1914年に設立された徴収局が廃止されたという(同書、493ページ)。しかし、新しい田賦の徴収機関の名称は記されていない(地方税については1921年に「地方税収支所」が設けられ、37年以降46年8月までは、「財務委員会」の下に「経徴処」が置かれたという(同上)。ここでの新しい田賦徴収機関の名称とは、「田賦管理处」であったと思われる。

第5に、また甘によると、元の徴収局や徴収処を撤廃して、これらを、収入の多寡、管轄区域の広狭、交通の難易等に基づいて、特等、1等～9等の10等級に分け、5等以上の県(108県)には科を設け、6等以下の県(27県)には科を設けなかった(甘、115ページ。なお、全県数が135県{但し張俊頭では136県}と減ったのは、39年1月1日の西康省発足に際し四川省西部の一部諸県を吸収したことによる)。このように、徴収局の系統を引く田賦管理处は、「科」とも呼ばれているのである。

以上のように見てくると、表2には「田賦管理处」の言葉こそ見えないが、糧政科と財政科との並立状態を説明できる、と思われるのである。

但し、次のような問題がなお残ることも、指摘しておきたい。

第1は、前引の『石柱県志』には、早くも1935年の四川省統一の時から「田賦管理处」の名称が用いられていた、とも受けとれる記述がなされていることである(同県志、330ページ)。

第2に、甘はまた、「県以下には中央の規定に照らして経徴経収分処を設け、本省では郷鎮辦事処とこれと呼び、その下に経徴、経収の両股を設けて、それぞれ責任を分担させた。辦事処は3郷鎮に1所を設けることを原則として、合計1400処を設けることにしたが、実際の状況によって増減することができた」とも、述べている(甘、同前)。ここに出てくる「経徴」という言葉は、上に第4の根拠として紹介した銅梁県の場合、県財務委員会の支配下に設けられていた県税の徴収機関の名称、すなわち「経徴処」として使われている。「股」と「処」との違いはあるが、大変に紛らわしい。『銅梁県志』が、田賦の新しい徴税機関の名称に触れていないのは、このことと関係はないのであろうか？

だが、銅梁県で財務委員会の下に置かれていた「経徴処」という名称は、豊都県に関する陳の論文にも見える。そこでは、「県財務委員会は省政府の1937年財字第992号の訓令を奉じて経徴処と県金庫に改組された」と述べられている(陳、76ページ)。これが事実とすれば、表2とは矛盾がある。「財務委員会」

とか、「経徴処」、「金庫」などという言葉は、表2にも、殷1の本文にも、県志にも、現われないからである。これについては、手がかりがないので、判断は保留せざるを得ない（「金庫」はあって当然だと思われるし、林大昭等の前掲書417ページにも、県には「金庫主任」が置かれていたと記されている）。

以上のような問題点はあるが、豊都県に1941年に設置された「糧政科」とは、県の「田賦管理処」の異称であったと考える。

なお、甘によれば、県の田賦管理処の長は県長が兼任し、副処長は省の田賦管理処が選任する（小県には副処長を設けない）。その他の人員はみな、もとの徴収局ないし徴収処の人員を当てること、を原則とした。また、郷鎮辦事処の正主任は辦事処所在地の郷鎮長が、副主任は非所在地の郷鎮長が兼任し、辦事処所属の経徴・経収人員は、県の田賦管理処および県政府が、それぞれに委任した〔原文は「分別委任」。経徴員は田賦管理処、経収員は県政府糧政科が委任するということであろう〕。最後に、弊害を防ぐため県以下に「徴購糧食監察委員会」を設け、県政府から、現地の「公正士紳」、国民党県支部書記長、三民主義青年団代表を委員として委任し、「公正士紳」から1人を選んで主任委員とした（甘、115ページ）。

以上、前掲の別稿にも触れた徴収局の問題に深入りし過ぎた感もあるが、重要な機関なので、これまでに管見した諸史料を整理したわけである。豊都県の田賦管理処＝糧政科の人数は不明であるが（張肖梅の前掲書をもとにすれば、局長以外に14人程度はいたと思われる）、この数は前述のように、表2の人員以外のものであるから、さし当たりは関係ない。なお、田賦管理処の実態については、別稿・「日中戦争期の四川省における下級公務員についての一考察—財政部田賦管理処関係の諸史料から—」（本誌第52号の1）を参照されたい。

## H. 地政科について

さて、1944年に地政科が増設されたが〔原注：地政科は地籍整理辦公室が発展して科となった〕、その所掌事項は以下のとおり（殷1、91ページ）。

- 1) 土地の調査・測量
- 2) 土地の登記
- 3) 土地使用〔の状況調査〕
- 4) 土地税〔の確定〕
- 5) 土地の徴収
- 6) その他、土地に関する事項

この5)でいう土地の徴収とは具体的な内容は不明である。但し、地政科が土地税の徴収に当たった例を管見にして知らない。土地の徴収でよいのではないかと思う。

#### h. 戸籍室について

1945年は表2には記載がないが、殷汝南の本文によると「戸籍室」はこの年に設置された。しかし、1947年、戸籍室は廃止され、第1科(民政)内の1股[係]とされた(殷1、91ページ)。

#### 1. 兵役室、その他について

1945年に兵役科が第6科に改められた、と殷の本文にはあるが(殷1、91ページ)、表2の46年の欄では「兵役室」とあり、「兵役科」がいつ設けられたのかは不明である。

1949年10月、6つの科を4科に縮小、政務は第1科の担当とした、と本文にあるが(同上)、表2には5つの科しかない。また、全政府の人員を10%削減した、と殷汝南の本文にはある(同上)。

以上、私見による補足を交えつつ、豊都県政府の組織の変遷をたどってみた。次には、県政府組織の人員について検討を加えてみたい。

### 第3章 県職員の総数について

県政府の職員の数分かるのは1935年以降であるが、最多は84人（1942～44年）、最少は48人（1935～36年）である（但し県志「政府」に従い、殷汝南の作成した表2の原文84人を誤植だとみなした場合は、である。後述のように、84人がまんざら誤植でもなさそうなのである。その場合には84人～54人となる）。この件に関しては、県志「人事労働」篇に以下のような表が掲載されているので、引用しよう（但し、性別の欄は全員男なので省略した）。

表3 1940～44年の豊都県公職人員組織表

単位：人

年 度	公 職 人 員 総 数	学 歴						年 齢 (歳)					籍 貫		
		大 学	中 専	高 中	初 中	訓 練 班 (団)	高 小	二 〇	二 一 三 〇	三 一 四 〇	四 一 五 〇	五 一 六 〇	外 省	外 県	本 県
1940	60	15	15	20	3	3	4						3	34	23
42	54	15	20	17		1	1	2	19	25	8		1	23	30
43	60	8	19	29	1	2	1	1	25	29	5		4	22	34
44	65	17	15	26		5	2	1	18	18	6		4	17	44

『豊都県志』437ページ

この表によると、公職人員の数は表2よりも少ないのである（40年12人、42～44年では30人、24人、19人少ないことになる）。この点をどう理解したらよいのであろうか？

この問題について考えるに当たり、最初に公職人員の採用方法について、県志の述べる所を紹介しておきたい。

県志「人事労働」篇によれば、民国の時期には、県、区、郷（鎮）の公職人

員の採用には、委任・選挙・聘用の3種の制度があった。

まず、選挙についていえば、1944年から郷鎮の長と副は、郷鎮民代表大会で選ばれるようになった（郷鎮については次章に譲る）。

次に、委任とは、県長が選抜し、省政府に具申して許可を得るもので、秘書・科長・局長・督学・技師と佐治人員〔補佐官〕・区署の区長・県指導員等はこのようにして任命された（435ページ）。

第3の聘用とは、1940年に「公務員任用辦法」と「公務人員考試辦法」に基づき実施されたものであり、科員・辦事員・郷鎮公所の幹事・書記員はいずれも、県長・科長・郷鎮長が適格者を選んで招聘するものである。技師・統計室・档卷員の外は、一般に長官の離職と共に解雇される。秘書室人事管理員と第1科の一級科員は、一般に県長の親信〔親戚や旧知の人物〕を任命したという（436ページ）。

この表3については、まず、後述のように、郷鎮長だけでも50人以上になってしまうから、彼らが含まれないことは確かである。また殷汝南によれば、1935年以来、郷鎮の上に区公署が4つほど置かれ、区長と「区指導員」2～3人が配され、民政・財政・教育・建設・警衛・軍事等の公務を所掌しており、その配下には、事務員1人、雇員1人、公役3～4人が置かれていた（殷1、103ページ）。ここにいう「区指導員」とは、上引の県志「人事労働」篇に県長の委任対象の一つとして挙げられている、「県指導員」に該当すると思われる。とすると、区公署の人員が12～16人ということになるから、40年については表2との差額は説明できそうである。ところが、県志「政府」篇によると、確かに区は県政府の「派出機関」という「節」において述べられているが、35年の改革では、4つの区署に各々、区長1人、区員3～5人、書記1人、録事2人、区丁2～8人が置かれ、区署の人員編成は12～15人だったと記されており、殷汝南のいう「区指導員」という言葉も、県志「人事労働」篇にいう「県指導員」という言葉も出てはこない。「県指導員」という言葉が「政府」篇に出てくるのは、1942年の県制改革（新県制の実施）に際し区は5つに分けられ「各指導区」に1名の「県指導員」が置かれた、とあるように、42年以後のことである（県志、398～399ページ）。ここにいう指導員とは、従前の区長に相当すると思われるが、指導員1名だけで各区の指導に当たれたとは思えないので、少なくとも10人前後の部下が配されていたはずである（張俊頤によれば、新県制においては、区に甲乙兩種があり、甲種区では区長の下に指導員3人、事務員1人、録事2人、合計7人が置かれ、乙種区では指導員は2人で、合計6人が置かれたという）。

前掲書、127 ページ)。これらの人員は指導員が採用し、県長の認可を受けたが、県政府の正規の人員には含まれなかった、と思われる。なぜならば、彼らを含めるとすると、区の人員だけで 50 名内外に達してしまうからである\*。また、後掲の表 5 においても、区以下の機関の公務員は県政府人員には含まれていないのである。

\*なお、拙稿脱稿後、私は成都で、1938 年 29 歳で双流県長となった羅宗文氏（92 歳）にお目にかかることができた。氏の記憶では当時の区長は省の任命でだったということで、私には意外であったが、追記しておく。

では表 2 の公職人員と表 3 との残りの差をどう考えたら、よいのだろうか？この問題を考えるに当たり、まずは次のような史料を紹介しよう。

表 4 1933 年当時の犍為県の各機関および県立学校調査表（張尚明の調査による）

名 称	所在地	職員 人数	備 考
県 政 府	県 政 府 街	15	司法を兼務し、肉・酒の両税の徴収に当たる
建 設 科	県 政 府 内	3	併せて、郷村の電話を管理
財 政 科	県 政 府 内	13	救命用の船および囚人用の食糧の管理を兼務
管 獄 署	県 政 府 内	3	
清 共 会	県 政 府 内	16	
督 練 部	県 政 府 内	10	模範精選隊隊丁の合計は 80 名
徴 収 局	県 城 西 街	20	糖税・禁煙税・印花税の徴収を兼務
公園事務所	県城西門外	3	
教 育 科	県 城 南 街	15	
団務委員会	県城文林街	17	元は県政府内にあり
犍為郵政局	県 城 東 街	3	
犍為電報局	県城環池馬路	5	
清溪郵政局	清 溪 場	3	
竹灘郵政局	竹 根 灘	3	
五橋電報局	五 通 橋	5	
塩務稽核所	五 通 橋	21	
県 佐 署	四 望 関	8	
塩 場 署	四 望 関	15	*印刷不良のため、字形より推察した（引用者）
救 済 院	県 城 西 街	35	

名 称	所在地	職員 人数	備 考
稽 徴 所	県城東門外	6	
清溪岸監運所	県城東門外	8	
義 倉	県城南街及油榨街	2	年に小作料収入 200 石
初級中学	県城環池馬路及西街	23	男女生徒 120 人
職業学校	県城北門外	24	男女生徒 120 人
小 学 校	県城環池馬路	16	男生徒 [男女?] 280 人
女 学 校	県城東大馬路及南街	12	学生 205 人

【四川月報】第 2 卷第 6 期、A14 ページ

以上の内、郵政局・電報局・塩務稽核所・清溪岸監運所・徴収局は、明らかに県の管轄外の機関である。稽徴所は、厘金のような通行税の徴収機関と思われるが、県の管轄機関であったと思われる。その他、公園事務所・救済院・義倉などが豊都県にあったのかどうかは不明であるが、これも勘定に入れることにしよう。また、初級中学や職業学校、小学校、女学校等の教育機関は、いずれも県城内のものについて挙げてあるだけであって、小学校が県下の各郷鎮にあったことはいうまでもない。ただ、豊都県志や殷 1 では教育機関の人員（教師や校長）は、公務員とは別枠として考えられているようなので、犍為県についても、この人員を除いて計算することにしよう。更に、区・郷鎮の役人も含まれていないので、これも除いて考えることにしよう。

以上の仮定の下で合計すると、犍為県の公務員は 144 人にも及ぶのである。表 3 の豊都県のほぼ 3 倍である。公園事務所と救済院の合計 38 人を除いても、106 人である。四川省政府編『四川省概況』（四川省政府秘書処、1939 年）によると、1937 年の犍為県の人口は 52 万 6,645 人、豊都県のそれは 52 万 8,489 人であって、大差はない（21～22 ページ）。犍為県は四川第 2 の塩場であり、城鎮人口は多かったかもしれない。しかし、1933 年当時の豊都県も、涪陵に次いでアヘン市場で栄えた所である。公務人員に 25 パーセントも差があったとは考えにくい。

遺憾ながら、この外に比較すべき他県の事例についての史料を私はまだ見ない。しかし、張肖梅の前掲書には、四川省統一後の 1937 年の時点で発令された「四川各県政府経費月支概算表」が載っている。参考までに以下に同表を引用しよう（但し「人数合計」欄は私が設けたものである。また、備考欄は、

一部の分かり切った記述を省略した)。

表5 四川各県政府経費の月当たり支出の概算表(1937年)

注:「月給」欄は各職目の支給総額である。したがって、例えば科長は1人当たりの月給は100元となる。

職名	1等県		2等県		3等県		備考
	人数	月給(元)*	人数	月給(元)*	人数	月給(元)*	
県長	1	320	1	280	1	240	1)科員は2級に分ける。1級は45元、2級は35元。1等県には1級4人、2・3等県では1級3人、他は2級 2)政警隊長は3等県には設けず、班長の兼任とし、手当て[津貼]として、辦公費から6元を支給。[隊内]に班長2名を置き、各7元を支給[つまり、隊長兼任の班長は13元ということ] 3)政警は每人6元を支給。内に班長2名を設け、7元を支給[班長は13元ということ] 4)辦公費とは、紙、郵便・電信、消耗品の購入等に用いる 5)特別費とは、県長が臨時に公用に当てる特別の支出
秘書	1	300	1	120	1	100	
科長	3	300	3	240	3	210	
科員	8	320	7	275	6	240	
警佐	1	70	1	60	1	50	
督学	1	120	2	120	1	60	
技士	2	120	2	120	1	60	
辦事員	15	450	12	360	10	300	
雇員	15	300	12	240	10	200	
政警隊長	1	20	1	20	0	0	
政警	24	146	20	122	16	98	
公役	24	144	20	120	16	96	
人数合計	96		82		66		
辦公費		300		250		200	
特別費		180		120		80	
合計	月支出	2,930		2,447		1,934	
	月支出	35,160		29,364		23,208	

張肖梅編『四川經濟參考資料』C6ページによる

さて、以上の表5によると、公務員の人数は1等県では96人、2等県では82人、3等県では66人である(区以下の公務員については触れていないから、区

や郷鎮の公務員は別扱いであったことが分かる)。表2の35～37年の欄は、豊都県志・「政府」篇に従うと、48人であった。上表での3等県にも達しない。なお、張肖梅の同書のC5ページの後半には、「四川各県経費等級表」が掲載されている。その表では県が8等級に分けられており、上の表5との関係についての説明はないが、そこでは豊都県は3等にランクされている。この表5はC6ページの冒頭から始まっており、前後の脈絡から見れば、4等県以下については表が省略された、としか考えられない。こうした事から考えると、48人という表3の県志の数字よりも、殷汝南の原表にある84人という数字の方が、当時の県政府の規模としては、妥当ではないかと考えられる。

一方、表4の犍為県の128～166人という数は表5の1等県96人の定員をはるかに超えている。上述の「四川各県経費等級表」によると、犍為県は4等県にランクされているのに、である。したがって、犍為県は1937年の時点で「冗員」の淘汰を迫られたのかも知れないが、これについての判断は保留せざるを得ない。

以上のように見てくると、55～84人という表2の原表の数字は表5に対照して信頼に足ると思われる(但し、38年の55人は小さすぎる気がする)。しかし、表3との人数の差額の問題は、なお残されている。

これに関して、表5には挙げられている職目で、表2には挙げられておらず、数も大きな職目があることが気になる所である。

その第1は、「政警」である。これは、警察と推察されるが、県志「公安司法」篇の第1章公安の第1節「組織機構」によると、1908年に設置された警察局は、1913年に警察所と改称され、1916年に警佐室が設置された。1933年、警佐室は公安局に改組され、局長・巡官・巡長・警士等の人員が置かれた。1936年に公安局は廃止され、警佐室が復設され、県下の4つの区署に派出所が置かれた。1941年には警察局が設置され、局内に総務・行政・司法の3科と督察処・看守所・保安警察中隊を置き、局外に警察所・警察分駐所(3箇所)・派出所を置いた、とある(454ページ)。表2では、1936～39年の欄に、ようやく警佐室が登場するだけで、1936年以前についての県志の記述は貴重である。しかし、具体的な人数については触れていない。

但し、実は表5には次のような「説明」が施されている。他の事にも関連するので、その5を除く全てを翻訳する。

1. 省[庫]からの支出：1等県は1,000元、2等県は820元、3等県は600元、とする。

2. 省の支給額では不足の場合は、県の地方公金から支出すること。
3. 表内に列記した定員：科員以下の人員については、県長が斟酌して決めてよい。但し、定員の数を超過してはならない。
4. 督学、技師および政警については、もしも事務がとりわけ繁雑な場合には、県組織暫行規定の第10条に照らして増員を申請することができる。
5. 省略（これは、行政督察専員が県長を兼務する県についての説明であり、豊都県には無関係なので、省略する）。
6. 県長が県内の巡察に出たり公務員が出張する時の旅費については、別表にこれを定める。
7. 政警の出張費は団練の例に照らして、地方公金から支出すること。
8. 臨時の公務により人員を雇用しなければならない時には、辦公費の枠内で融通し支出してもよい。
9. 辦公費は月毎に、実際の支出額を偽らず報告すること。但し、規定の額を超えてはならない。

このように、少なくともこの表が実施された1937年7月1日以後、張肖梅編の本書の序論が書かれた1938年7月までの間は（出版は39年1月）、表5の定員を超える事は許されなかったわけである（説明の第3条による）。そこで、豊都県は上述のように3等県であったから、政警隊長は置かず、政警の人員は16人を超えることはなかったはずである。

ところが、同県志の同篇同章には「武装警察」という節（第6節）が設けられていて、これによると、1938年に県に保案隊独立分隊が設けられ、分隊長1人、警長3人、警士37人が置かれたという（464ページ）。さらに、1941年には保安独立分隊は甲種警察2個中隊に拡充され、各中隊を3個分隊に分け、合計、警士90人、警長9人を設けて県警察局の指揮下に置いたという（同前）。合計と訳した原文は「計」であるが、これは後述の数の規模から考えると、2個中隊での合計と思われる。その後1943年に、県下の各郷鎮で、警備隊、偵緝隊、自衛隊等まちまちだった名称を、「警衛隊」という名称に統一した。また、各警衛隊に隊長1人を置き、警丁は毎保当たり1名を抽出することとしたが、大きな郷でも20名を超過しないことにした。但し、この原則は「冬防」時のもので、平時は半分の人員であった。同年末、県は「警察」の第1、第2中隊を拡張し、毎郷鎮より甲級壮丁2名を抽出させた。1944年には、豊都県の「警察隊」は、四川省第8区警衛総隊の第4および第5中隊に再編成されたが、第4中隊は58

人・4個分隊、第5中隊は37人・3個分隊とし、中隊に中隊長、分隊に分隊長1人を置いたという（同前）。

さて、以上のような「武装警察」とは、本来の警察とは違い、各郷鎮から2名の甲級壮丁を出すということや、「平時」は半分ということから見ると、民団・保甲の系統を引くように思われる。すなわち、『政務月刊』第2巻第2期から引用されたとされる、「21軍戊区民団現状考察」（『四川月報』第4巻第4期＝34年4月号、C12～14ページ）によると、従来の民団に換わるべき「民兵制」では、壮丁は、(a)模範壮丁、(b)精選壮丁、(c)普通壮丁の3種に分けられ、普通壮丁は各戸から1名、精選壮丁は団正が100戸から10～20名を選抜し、模範壮丁は精選壮丁の中から選抜し、3～6ヵ月訓練するという。また、団款についての計画では「模範隊の給料の支出を削減して、民丁訓練の費用拡大に当てる」とあるから、模範壮丁が給料を支給されていたことは疑いない。そして、C14ページに掲示されている、「各県模範隊名額」には、豊都県は中隊が2、特務隊が1と記されている。特務隊についての説明はないが、「模範中隊2」という数字は上述の「警察隊2中隊」を想起させる。だが、同じページには、「模範隊丁の人数は、大県で1,000名、中県では700名、小県では500名」と明記されている。

一方、陳慶根によると、1935年に実施された全県の戸口調査の結果では、戸数は7万1,495戸、人口は32万6,450人であった（陳、75ページ）。そこで、上述のように精選壮丁を100戸から10～20名抽出したとすると、その数は約7,000～14,000人だったということになる。模範隊丁はその中から更に選抜するのであるが、これを精選壮丁の10～20%と仮定すると700人～1,400人となり、大県ないし中県の規模に相当する。おそらく更にこのなかから模範中隊や特務隊が組織されたものと思われる。また、「武装警察」の警丁は、43年末の時点で毎郷鎮2名とあるが、次章に述べるように、41年から45年10月までの郷鎮数は56であったから、前述の44年当時の2個中隊の隊員数である95人を充たして余りがある。しかし、この95人を県政府の職員に数えることは不可能である。但し、中隊長2人、分隊長7人を県職員に数えて合計9人、これに前述の区指導員4名を加えると13名、さらにこの13人を表3の44年の県公務員65人に加えると78名となり、表2に近い数となる。

警察に関連して、県の裁判所の職員についてはどうだったのであろうか？ これを第2の疑問点としよう。

この答えは一見した所では簡単である。張肖梅の表5の次のページには以下のような表が掲載されている。

表 6 各県司法員および司丁の給金表 (1937 年)

職 分	每人支給額	備 考
承 審 員	100～120元	繁、中等県には1～3人を設けることができる。簡県には1人。特等県は4人まで増やすことができる。
書 記 員	30～ 40	2～6人。県長が事務の繁簡を斟酌して決める。
執 達 員	10～ 13	4～10人。県長が状況を斟酌して決める。
検 驗 吏	16～ 30	1～3人。
司 録 事	12～ 14	4～8人。県長が状況を斟酌して決める。
法 警	6～ 8	県長が状況斟酌して定員を決める。特等県でも24人を超えてはならない。
庭 丁	6～ 8	4～6人

説 明

1. 各県の司法の設けるところの中下級官吏を兼任する時の賃金〔薪工〕は、各県長が一定額の経費に照らし、この表に則って、公費に繰り入れること。実地検証や犯人逮捕のための費用、刑事の伝達や食事代等の経費は、予算案を作り上申して、審査を待つこと。
2. 各県の司法を兼任する時の経費は、各地の原からある司法経費から支出すること。
3. 原からある経費が支出に足りない時には、司法収入の項目の下から流用し補助することを上申することができる。余りがある時には、これを月毎に上級〔省法院?〕に送り、報告すること。
4. もしも原からある経費及び法官〔の給与〕が支出に追いつかない時には、省の金から補助をする。

法警の人数は、県政府の組織規定によると、多くとも24名を超えてはならない。もしも実際に事務が繁雑で対応しきれない時には、県組織規定第10条の案件に照らして、増員を具申する。

審員の実地検証のための旅費は、公務旅費表に照らし、県政府委員の例に則って支給する。法警の旅費は表に照らして支給する。検験吏の旅費は歩きで行くか乗り物に乗って行くかに係わりなく、日給は2元とする——いずれも予算の補足項目で実際の収支を報告しあうこと。

実際の支出が予算を超えた時には、月末毎に粘り強く報告書を送り許可を乞うこと。

張肖梅、前掲書 C7～8 ページ

以上のように、県によって司法関係者の数は異なるが、豊都県を中規模の県だったと仮定すると、承審員〔判事〕が2人、書記員〔書記官〕が3人、執達員が5人、検驗吏〔検死官〕2人、司録事〔速記係〕6人、法警〔司法警察〕12人、庭丁〔庭吏〕5人等、合計35名にもものぼることになる。しかし、県志の「法院」の第1節審判機関によると、前述のように、1936年12月に豊都県司法処が設置された時の処員の合計は18名であった（県志、468ページ）。表6に基づく推察数の半分の人員しかいない。また、前述のように、1939年12月に、四川省豊都県地方法院が成立した時の「全司法法院の人員は19名（但し、内訳の合計は兼任を数えないと18人である）であった。更に、1949年11月当時の全司法人員は35名にまで増えていた（同上）。

次に、検察の人員の問題がある。これも、前述したが、1939年12月、司法処が撤廃され、豊都県地方検察処が新設されて、検察官1人、書記官1人を置いた。その後、42年から49年11月までは、首席検察官1人、検察官2人、主任書記官1人、書記官2人、差事〔事務官〕、公丁、検察員等の職を設けた。つまり、1939～49年までの検察は最低でも6人以上はいた事になる（同上、465ページ）。

前述のように、「第3章法院」と「第2章検察」との記載には矛盾があるが、単純に双方に記載された員数を合計してみると、1936年～49年の、司法・検察人員の総数は18～40余人だったことが分かる。しかし、司法・検察機関は、遅くとも1939年12月以後は、県政府の機関ではなくなり、四川省の省法院の下に統属された可能性が高い。なぜならば、前述のように、表3の1944年の65人に「武装警察の中隊長と分隊長の合計9名」と「区指導院4名」を加えると78名となり、表2の同年12月現在の公職人員84名という数に近くなるが、その上さらに18～40余人という数を加算すると、96名～118名という「途方もない」数に達してしまうからであり、また、これも前述した居正の論文を見ると、省の高等法院の下に県の法院（司法・検察を含めて）を置こうとする国民政府の意図がうかがわれるからである。但し、このように考えて見るにしても、表2によれば、1938年に設置された「軍法承審室」とか、おそらくこれを改組したものと見られ、40年から現われ44年まで存在した「軍法室」をどう考えるべきか、という問題が発生する。しかし、現在までのところ、手がかりになる資料・史料は見いだせない。そこで、軍法室は司法・検察とは別の、県の機関であり、その人数は6名前後だったと考えることで、表2と表3との公職人員の較差を埋めることにしておきたい。

最後に、表2によると、1937年当時には省令どおり1名であった秘書は、1941

年～1946年では82人前後の人員の内、22人～24人を占め、1947年に至っては、総数が75人に減ったのに、なんと秘書室は逆に26人と増えている。3分の1近くの人員が秘書室勤務なのである。先に紹介した秘書室の所掌事項の内容から見ると、なんでこれ程の人員が必要なのか、ちょっと首を傾げたくところであり、表3から推し量っても異常である。

この事実に関連して興味深いのは、粟頭運『新県制的実施』（国民図書版社、1941年）の第2章、「吏治澄清問題」の次のような記述である。

すなわち、第1に、県長は「佐治人員」を前任者の登用していた者から自分が直接採用した者に変えてゆくと書かれていることである（8ページ）。この事実は、先に県志「人事労働」篇で紹介したように、県長は秘書・科長・局長・督学「教育長」・技師と佐治人員・区長・県指導員を選抜し、省政府に具申して

前述のように田賦管理処の職員は考慮外に置くとしても、区署の役人の数は50人以上もいた可能性もあるからであり、また、100名前後の武装警察の隊員の問題もある。さらに表4に示した榎為県の事例にあった義倉や救済院（先にも述べたが、豊都県は政府の政令でアヘン栽培が最後まで行なわれていた県であり、したがって、アヘン中毒患者を収容する施設もあったはずだ）、また県城内にあったはずと思われる県立中学等々の教職員数については、豊都についても考えて然るべきであったと考えられるからである。しかし、殷汝南も県志も、県政府の職員（公務員）の規定を明確にして、員数を示してはいないので、これ以上の作業を続けることは不可能である。他日、もっと明瞭な史料の出ることを期待している。

最後になったが、県政府公務員の給料について述べておく。これについてはすでに表5があり、前述のように豊都県は3等県であったから、1937年当時、県長の240元を最高に、秘書100元、科長70元、警佐50元、督学60元、技師60元、辦事員30元、雇員20元、政警6.125元、公役6元だったということになる。しかし、県志の人事労働篇第4章には、「1915年、銀元での俸給は知事が月770元、徴収局長・教育長が60～100元、県署の各股の主任が50～70元、辦事員が15～20元、公丁が3元であった。1935年からは法幣での支給に改められた。公職人員は〔俸給を〕職務と等級に応じて支給され、級の差は多くなったが、金額の差は小さくなった」と記されており、その下に次のような表が載せてある（県志445ページ）。

表7 1935年の豊都県政府公職人員給与表

職別	標準給与 (元)	実際支給額 (元)	職別	給与標準 (元)	実際支給額 (元)
県長	300	180	警佐		42
秘書	160	84	巡官		30
科長	140	72	合作室 主任		48
1等科員		33	統計員		33
2等科員		27	区長		48～56

辨 事 員		18	郷鎮連保主任		16～18
督 学		48	郷 (鎮) 幹 事		12
技 師		48	公 丁		5

(県志、445 ページ)

なお、原表には「任別」という項目があるが、県長は荐任官（国民政府の発令により任命）、公丁が雇用であるほかは、みな委任官（県長が推薦し省政府の許可を受けて任命）であったので、省略した。公丁とは表5の公役に相当すると思われる。これは1935年の表であるが、前掲の表5にはない官がある。まず、巡官である。これが後のどの官に当たるのかは分からない。次に合作室主任であるが、表2では1936年以後に合作指導室が登場する。また、区長や郷鎮〔長および〕連保主任、郷鎮幹事等、区以下の職員も挙げられている。区以下の公務員については次章に述べるが、「郷鎮幹事」という言葉もこの表にしか出てこない。

さて、以上の表を表5と比べると、標準給与〔薪金標準〕額では勝るが、実際支給額では、表5の額を下回る。唯一勝るのは公丁のみである。

なお、次の446ページによれば、1940年3月から、県長の実際給与は300元、秘書・科長は140～160元、区長は120～140元、科員は40～50元、辨事員は30～35元、雇員は15～25元の水準に引き上げられた。物価上昇のためと思われるが、翌41年初めからは、公務員に俸米1～2市斗を補助し、同年7月からは毎員生活補助費10元を支給することになり、更に10月からは月給が50元未満の者には20元、50元以上の者には15元、100元以上の者には10元的生活補助費を支給するように改めた。しかし、それでも物価騰貴には追い付かなかったためであろう、1942年1月からは、各級公務員に每人毎月食米手当てとして2.5市斗の換算値、37.5元を支給した。しかし、米価は日毎に鰻上りであったため、同年5月からは改めて食米を支給することにするとともに、公務員の家族には公定価格で米を支給し、公務員1人当たり〔の支給額〕を2.5人として計算することにした。以後については、詳しい記述はないが、1947年以降となると、公務員・教員の給料は100～450倍になったが、毎月の生活補助費が1万4,000元になっても、生活は維持しがたかったという。

## 第4章 区・郷・鎮政府機構の変遷と公務員の概数

### A. 区・郷・鎮政府機構の変遷と公務員の待遇

殷2によると、1912年、清の制度を踏襲して、1城10郷の「基層政権機構」が置かれた\*。すなわち、県城および各郷に辦公処が設置され、所轄地域の大小に応じて5～6名の専従人員〔脱産人員〕つまり公務員が公務を処理した。公務員は県署が統一的に給料〔薪俸〕を支給した（殷2、97ページ）。

\* 98ページに行政区域の名称と辦公所の設置された地点、および所轄の地名が掲示されているが、そこには城廂と9個の郷が表記されているのみである。1城9郷の誤りと思われるが、1930年の改革の所でも、下述のように「10郷1城」と記されている。なお、具体的な各鎮郷の名称については、ここでは記す意味がないので、省略する。

1919年、命令により、民団を設け、保甲法を実行した。すなわち、10家を1牌として牌頭を置き、100家を1甲として甲長（百長とも称された）を置き、500～1,000家を1保として董正（保正とも称された）を置き、その上に団総を設けて全体を統率した。

1930年の項には「10郷1城を廃止し」とあるから、民団の組織と行政組織とは並立していたと受け取れる。

1930年1月、10郷1城〔ママ〕を廃止し、県以下を区、郷、閭、鄰の4級に分けた。この年、全県を7区に分けて50郷（鎮）を管理するようにした。

区は区公所と呼び、区長1人、区員5～7人、区丁公役4～5人を置いた。

郷（鎮）に郷（鎮）長1人を置いた。月給〔月薪〕は20元。〔他に〕文牘〔文書係〕1人、月給は16元；書記1人、月給は10元；庶務1人、月給は10元；公丁3人、月給は1人4元だった。

郷以下の閭鄰は今日の村、組に当たり、専従ではない〔従って無給の〕閭長、鄰長を設けて施政を行わしめた。

1933年1月、区を廃止し、鎮が郷を管理する制度を施行した。すなわち、全県に12の鎮を置き、99郷を管理させた。鎮、郷いずれも役所を「公所」と呼び、鎮に鎮長、郷に郷長を置いた。同時に、書記、幹事を配した。公丁は4～5人と不等であった（以上は殷2、98～101ページ）。

50郷が99郷と更に細分化されたわけだが、閭・鄰はどうなったのか、殷2の本文には明記されていない。また民団についても同様である。しかし、前引の陳慶根の論文には、次のように書かれている。

すなわち、この年、「国民政府は郷鎮保甲法を公布し、〔これに従って〕豊都県はもとからあった10郷1城の団総、練総、保正、百長、十排長の編成を廃止

し、新たに郷鎮保甲を編成し、郷 [長]、鎮 [長]、保 [長]、甲長を設けた。県城 [城廂]、高鎮、双路、包巒、社壇に鎮公所を設け、鎮に鎮長、その他の各郷に郷公所を設け、郷長を置いた」とある (陳、71 ページ)。

これが事実とすれば、1 城 4 鎮の下に数十郷を置き、間と鄰に代わって保、甲が置かれたことになり、行政系統と民団組織は統合されたことになる (因に、県城以外の、双路、包巒、社壇の地名は殷の本文では、98 ページの表に社壇場、双路口の名があり、また 100 ページには、前述の「12 鎮 99 郷」\* 体制の一覧の中に包巒郷の名が見えるが、「高鎮」という地名はどこにも見えない。98 ページの表にある「高家鎮」の事かと思われる)。

\* 100 ~ 101 ページに所掲。但し、実際には県城とその所轄地域の名が記載されておらず、11 鎮 86 郷しか記載されていない。

郷鎮の下に間・鄰に代わり保・甲が置かれ、従来の民団組織が再編成されて、行政組織に統合されたのは、おそらく事実と思われる。しかし、「1 城 4 鎮、数十郷」という行政系統が 1933 年に施行されたとは、思えない。施行されたとしても、ごく短期間で撤回されたと思われる。というのも、1934 年について、殷汝南は以下のように述べているからである。

1934 年 7 月、鎮が郷を管理した結果、機構が重複し、郷は小さくて多くなり、公務員が多すぎて公金の無駄遣いとなって、人民の負担が増した。このことを理由に、鎮が郷を管理する体制を廃除し、郷・鎮も数を削減・合併し県の直轄とすることを請訓した。その結果、12 鎮 33 郷に再編された。その際には、管轄区域の広狭、人口の多少、に応じて「特別」・「甲」・「乙」・「丙」の 4 つにランク分けした。「特別」には 11 個鎮が定められ、「甲」には 1 個鎮と 13 個郷、「乙」には 17 個郷、「丙」には 3 個郷がランクされた。役所は従来と同様「公所」と呼ばれたが、役人の数は従前の 8 人が 5 人に削減された (殷 2、101 ページ)。

以上のように、郷の数は縮小されたが、12 鎮という数には変更がないのである (但し 12 鎮の中身には変更があり、たとえば包巒郷は「特別」ランクの鎮に昇格している)。1933 年 1 月に 12 鎮 99 郷体制を施行したばかりなのに、同年の内にこれを 5 鎮 (県城を含む) 数十郷の体制に縮小し、翌年には再度 12 鎮 33 郷体制に戻したとは、私の常識では考えにくい。12 鎮体制に変更はなかったのではなかろうか？

ところで、1934 年における郷・鎮の公務員 (役人) の待遇と経費については、以下のような表がある。

表8 1934年、豊都県下の郷・鎮公所の公務員の人数と待遇  
(単位：元)

職 務	人 数	等 級				備 考
		特等	甲等	乙等	丙等	
郷 鎮 長	1	20	16	14	12	1人7元
副郷鎮長	1	16	14	12	10	
書 記	1	15	12	10	8	
伝 達	2	14	14	14	14	
公 費		15	14	10	6	
毎月合計 の 経 費		80	70	60	50	

『豊都県文史資料』第3輯、102ページ

ちなみに年次は少し下がるが、前掲の表5と比べてみると、特等鎮の鎮長でも、月給は県の雇員の月給と同額である。最低の月給取りである「伝達」は、県の「政警」や「公役」とほぼ等しい。他の職業との比較をしたいが、1934年の重慶における兵士や手工業者・商店の店員・人力車夫・轎夫等については、すでに拙稿『『国民革命軍第21軍』(劉湘軍)の給与表をめぐる一考察』(『近きに在りて』第12号)で触れたことがあり、そちらをご参照願いたい。ここでは、教師と農民の所得についての資料を紹介し、比較してみよう。

まずは教師から。県志「教育」篇によれば、1936年当時の県下の私塾の教師の月給は、最高185～最低115円で、平均は147元だったという(497ページ)。前掲表5でいえば、3等県の督学の月給・60元の2～3倍にも当たる。一方、蘇厚沢「民国時期教師的生活待遇和社会地位」によると、1935年以前の梓潼県では、教師の生活待遇は比較的が高く、「毎月20余の銀元を稼ぎ、4～5人の家族を養うにも問題はなかった。当時は物価がわりに安く、2銀元で米1石(約400余斤)を買え、20銀元で牛1頭が買えた。だから、衣食は足り、生活にゆとりがあった。1935年の四川統一後は法幣が主要な流通貨幣となり、銀元とは1対1の比率となった。時には、法幣の方が銀元より[比率が]高かった。[このため]教師の[実質]賃金は下がり、高くて16元、低ければ14元だった」と記

している（『梓潼文史資料』第8輯、131ページ）。梓潼県は田頌堯の第29軍の防区であったが、川北の経済的に貧しい地域である。豊都の場合は私塾の額であることは明白であるが、梓潼県の場合は、私立か公立か不明である。月16～14元という給料は、上表の特等ないしは甲等の副郷鎮長のそれに相当する。これを公立学校の教師の給料であるとした場合、豊都県の私学の平均給与水準の10分の1である。豊都県の公立学校の教職員の給与水準は分からないし、梓潼県の事例以外に他県の情報を探り当てていないので、致し方ないが、豊都県の私塾教師の月給は他の公務員のそれに比べて異常に高かったといわざるを得ない。

次に農民であるが、実例とする犍為県は21軍の防区に所属する、四川第2の塩場であり、また石炭も産出する比較的に豊かな県であった。1933年6月刊の『四川月報』（第2巻第6期）所掲の「犍為之農村経済状況」によると、10畝の土地を借りている3人家族の農民の年支出は266元、年収は275元であり、純益は9元だった（B-3ページ）。支出の内132元は小作料、食費は108元、衣類が12元である。食費と衣類と純益の合計249元を「賃金」所得とみなすとする、月給は20.75元の計算となる。しかし、張尚明によるこの調査には、各種の税金が全く含まれていない。現金の純益が年9元ではとても暮らして行けなかったに違いなく、塩場や炭鉱の臨時雇用の人夫等、その他の農業外収入があったはずだと思われる。また、実労働力が何人かも示されていないから、夫婦に子ども1人と仮定して大人1人当たりの「賃金」は、男女平等としても、10元余である。しかし、上表の書記の8元や「伝達」（守衛や受け付け係のことと思われる）の月7元よりはマシである。はたして「伝達」は、このような低賃金だけで家族を養えたのであろうか？ 大いに疑問である。

1935年9月1日、郷鎮保甲制度を施行し、全県を4区署、47郷鎮に分けた。区署は第1～3区を甲種区、第4区を乙種区とした。区署には区長1人、区指導員2～3人、を配し、民政・財政・教育・建設・警衛及び軍事等の公務を分担させた。他に事務員1人、雇員1人、公役3～4人がいた。

つまり区署の人員は7～9人の規模であり、前述した34年の制度改革以前における郷鎮公所の規模（8人）と同程度の規模である。たったこれだけの人数で、第1区（県城内外）では20郷鎮、第2区は11郷鎮、第3区は9郷鎮、第4区（乙種区）は7郷鎮を管理したのである。

待遇は甲種区長が160元、乙種区長が140元、区指導員は、1級が80元、2級が70元、3級が60元、事務員が45元、雇員が35元、公役が12元であった（103

ページ)。

「公役」以外の職は1人当たりの給料であるかのように受け取れる叙述であるが、「公役」は3～4人とあり、その合計が12元だったのかも知れない。とすると、1人当たりでは3～4元ということになる。ここで、表5と比べてみると、県政府の「公役」は1人6元であるから、区クラスではこの程度かとも思われるが、表5の「伝達」の約半額というのは、低すぎて不自然なように思われる。これとは逆に、「雇員」35元というのは、1人の給与としては高すぎるようだが(県の雇員は1人当たり20元に過ぎない)、本文に1名と明記されているのであるから致し方ない。また「事務員」についても、表5にいう「辦事員」に相当すると考えると15元も高く、不自然な印象を受ける。「区指導員」は2～3人とあるが、彼ら1人当たりの給与水準が「雇員」や「辦事員」よりも低かったとは考えにくいから、1人当たりの給与であったと考えたい。

同年にはまた、郷鎮公所を「聯保辦公処」と改称し、郷鎮長を聯保辦公処主任とした。辦公処には一律に毎月61元を支給した、という。表8の「乙等」郷鎮の水準に経費総額が節減されたことになる。

1940年5月、四川省政府は「四川省各郷鎮画分辦法」を公布し、郷鎮を改組して保甲に編成するよう訓令した。その「辦法」は9カ条から成っていたが、主な内容は以下のようなものであった(殷2、103～104ページ。なお、本文では第1条と第9条が略されている)。

第2条 各県郷鎮はもともとあった聯保の区画を保持することを原則とする。但し、經濟情勢〔經濟形勢〕により合併・拡張しなければならない場合は、聯保の区画を斟酌してよく、大きすぎて管理に不便な場合には分割してもよい。

第3条 およそ県政府の所在する城市および千戸以上の場合は鎮に編成すべし。千戸に満たない場合は各郷村各戸を聯合して郷に編成せよ。

第4条 郷鎮公所は旧聯保辦公処の所在地に置くべし。同時に、中心小学校と合併して公務を執ること。

第5条 各県は同一の場に2つの郷鎮公所を設けてはならない。但し、2県が共同で管理する場・鎮はこの限りでない。

第6条 各郷鎮の区画は、県長が県政會議を召集して詳細に検討して計画するとともに、説明図を描き、調査〔結果〕を記入して、省政府に報告して審査を受け、内政部に報告し認可を得ること。

第7条 郷鎮の区画につき紛争が生じた場合には、県長が関係する郷鎮長

を召集して話し合いで解決し、区署のある場合には\*、区長が召集して協議の上、県政府に上申し決定を待つこと。

第8条 郷鎮にはもとの地名を2字以内に限って冠するべし。

最初に第7条について。\*をつけた「区署のある場合には」以下の原文は、「其有区署者、応以区長召集協議呈文県政府決定」である。拙訳に誤りがないとすれば、「区署」の無かった県もある、ということになる。

さて、上文中に見える「場」とは、他県の例によると定期市の立つ場所とその周辺を指すようで、これが発達して郷や鎮となった。

聯保の規模については、本条令に従って改組を完了した1941年現在の行政区画の下表(表9)を見ればよい。

1941年、全県に4区署、3鎮、53郷を置き、その内を甲等郷鎮25個、乙等郷31個に分けた。全県は693保に編成された。10戸を1甲、10甲を1保とし、甲に甲長、保に保辦公処を設けて保長1人を置き、全保の政務を管理させた。他に副保長1人、幹事4人を定めた。甲長より保長に至るまで、全て無給の職であった。改組後の状況は下表のようであった。

表9 郷鎮改組、保甲再編後の情況(1941年現在)

区別	郷鎮名	郷鎮等級	郷鎮公所所在地名	保数	区別	郷鎮名	郷鎮等級	郷鎮公所所在地名	保数
第一区	名山鎮	甲	皇城八聖宮	16	第二区	太和郷	乙	太和場	11
	平都鎮	甲	皇城万天宮	16		樹人郷	乙	大柏樹	14
	白合郷	甲	人和場	16		鎮江郷	乙	冉家路口	14
	虎威郷	乙	馬虎場	12		開峰郷	乙	開花寺	12
	十直郷	甲	十字路	12		双龍郷	乙	双龍場	12
	洋渡郷	乙	蒲家場	13		青龍郷	甲	太平場	12
	太極郷	乙	倒流水	12		大柳郷	甲	石廟	9
	太運郷	乙	水桶瀨	12		飛龍郷	甲	関聖場	10
	龍孔郷	乙	龍孔廟	14		理明郷	乙	李家寺	12
	高家鎮	甲	高家鎮	16		培觀郷	乙	觀音堂	14
	建国郷	甲	板橋溝	15		三元郷	乙	羅家場	14
	興義郷	甲	泥巴溪	25		仁沙郷	甲	沙灘場	10
	仏建郷	甲	石仏場	19		崇興郷	甲	沙林家廟	13
	双路郷	甲	双路口	28		永興郷	乙	永興場	13
	滙南郷	甲	螞蝗衝	17		大堡郷	乙	永普子場	14
	新建郷	乙	錫福橋	11		社壇郷	甲	社壇場	15
	湛普郷	乙	朱家咀	14					

区別	郷鎮名	郷鎮等級	郷鎮公所所在地名	保数	区別	郷鎮名	郷鎮等級	郷鎮公所所在地名	保数
第一区	包鸞郷 雲台郷	甲 乙	包鸞場 孫家営	16 11	第二区				
第三区	金盤郷	甲	王家場	20	第四区	橋頭郷	甲	橋頭瀨	13
	保合郷	甲	何家場	16		龍沙郷	甲乙	橋頭瀨	8
	三瀨郷	乙	黄沙瀨	13		中益郷	乙	大中新場	8
	徳建郷	乙	鄒家廟	14		栗新郷	甲	新子関場	6
	栗子郷	甲	栗子湾	10		沙新郷	甲	沙子関場	6
	三建郷	乙	廖家瀨	9		金鈴郷	甲	金鈴関場	6
	崇実郷	乙	大月瀨	8		洗新郷	甲乙	洗脚会場	6
	観音郷	乙	大観音寺	7		三子河郷	乙	三子河	9
	五龍郷	乙	五龍場	10			甲	黄河瀨	6
	安平郷	乙	長坡嶺	9					
武平郷	乙	太平瀨	9						
暨龍郷	乙	回龍場							

前掲書、106～107ページ

郷鎮公所は県政府に直属し、県政府の指揮を受け、当該区署の監督・指揮を受けて、各郷鎮の各項の行政および自治の事務を処理する。郷鎮公所に鎮長〔もしくは郷長〕1人を置き、郷鎮の政務を総理し、所属機関、団体および職員を監督・指揮する。副郷鎮長1人を設けて〔郷鎮長〕を補佐させる。郷鎮公所に民政、警衛、経済、文化の4股を置き、股には股主任を設ける。別に、幹事、事務員、公差〔下役人のこと〕等の人員を配する。甲種郷鎮〔公所の総人員〕は14人、乙種郷鎮は13人とする。県政府は委嘱した郷鎮職員が即刻着任し仕事に当たるようにさせるため、1941年7月28日付で民字第1307号の訓令を出し、以下のように述べた。すなわち、「本県の郷鎮長・副郷鎮長を調査した所では、移動命令が出ても、往々にして長らく引継ぎをせず、政令の遂行に影響を来たす場合が少なくない。そこで、ここに『豊都県各郷鎮長並びに副郷鎮長の注意事項』を特に定めるものである」と。この注意事項は全14条で、その中では、「新たに郷鎮長に任命された者は、県城に居ようが郷に居ようが、いずれも任命後5日以内に赴任し、口実を設けて着任しないことを許さない」と規定されている。また、「着任予定日より2日遅れた者は戒告、3日以上遅れた者は譴責、5日以上は大過、10日以上は任命を撤回する」と規定されている。この訓令の発令当時、任命した56名の郷鎮長と48名の副郷鎮長は期日以内に赴任し、引

継ぎの手続きをした（殷2、107ページ）。郷鎮長および郷鎮公所の職員は全て有給職であり、省の規定により甲種・乙種の等級に分かって給料を支給し、甲種の郷鎮には毎月经費451元を支給し、乙種には409元を支給した。人員と給与の基準は下表のようであった。

表10 郷鎮職員の給与並びに公所の経費（1941年）

	甲 種		乙 種		備 考
	人数	毎月支給額	人数	毎月支給額	
郷 鎮 長	1	60元	1	50元	
副 郷 鎮 長	1	50	1	40	郷公所戸籍主任を兼務
民政股主任					副郷長が兼務につき無給
警衛股主任	1	40	1	40	
経済股主任	1	40	1	40	
文化股主任	1	40	1	40	
民政戸籍幹事	2	60	2	60	1人30元
事 務 員	1	25	1	25	
戸籍助理幹事	2	40	2	40	1人20元
公 差	3	36	2	24	1人12元
公 費		60		50	
合 計	13	451	12	409	

前掲書、108ページ

この表を前掲の表8と比べてみると、郷鎮公所の職員の数が、1934年の12鎮33郷体制の時の倍以上の規模になっている。上述のように、1941年当時は3鎮53郷であるから、郷鎮総数にさしたる差はない。規模の拡張の原因は職種が増えたことである。また、郷鎮長・同副にこそ甲種・乙種の差はあれ、その他の職員の給与には全く差が無くなっている。なお、この表10に先立ち、前章の最後に見たように、1940年から公務員給与の引き上げがあり、区長は120～140

元に、郷鎮長は40元、郷鎮公務員は10～15元となった。その後については前章末尾に述べたとおり、公務員1人当たりにつきいくらという勘定で、生活補助が増給された（県志、446ページ）。

1942年、新県制の実施に際して、又しても制度改革が行なわれた。同年2月、撤廃した1区2区所轄の各郷鎮を5つの指導区に分けた（原注：1区は41年1月に撤廃、2区は42年1月に撤廃された）。つまり、1区と2区では区公署が廃止されたわけである。5つの指導区には各1人の県指導員が配された。第3区、4区では区署制度は維持され、区長が各郷鎮を監督・指導して政務を行なった（殷2、109ページ）。

同年7月8日、省政府第8行政督察専員公署の公文書により、2年余りにわたり調査を重ねて来た、豊都・石柱両県内の互いの飛び地を交換し、手続きを完了した。これに関して、殷汝南の本文には「石柱県交豊都県接管插花地清冊」（殷2、110ページ）と「豊都県交石柱県接管地区各項目清冊」（殷2、111ページ）とが載せられている。興味深い項目が並んでいるので、後者のみだが引用しよう。

表11 豊都県より石柱県に移管した地区の各項目

区別	郷鎮名称	引渡し部分	保数	甲数	戸数	人口	土地面積 [畝]	学校		武器	
								校別	所数	類別	挺数
合計	9	全部	68	619	7,116	36,459人	9,200畝	中心校 国民校	9 63	歩兵銃 連発銃	167 20
区	橋頭郷	〃	13	136	1,666	8,336	1,200	中心校 国民校	1 14	歩兵銃 連発銃	39 20
区	中益郷	〃	8	72	930	4,720	1,200	中心校 国民校	1 11	歩兵銃 連発銃	10 1
区	龍沙郷	〃	8	63	739	3,794	600	中心校 国民校	1 8	歩兵銃 連発銃	5 —
区	三会郷	〃	9	102	1,044	4,672	1,200	中心校 国民校	1 8	歩兵銃 連発銃	29 5
区	子河郷	〃	6	60	736	4,250	600	中心校 国民校	1 5	歩兵銃 連発銃	25 —

区別	郷鎮名称	引渡し部分	保数	甲数	戸数	人口	土地面積 [畝]	学校		武器	
								校別	所数	類別	挺数
区	洗新郷	全部	6	61	677	3,815人	1,200畝	中心校 国民校	1 5	歩兵銃 連発銃	28 2
区	栗新郷	〃	6	49	540	2,973	800	中心校 国民校	1 5	歩兵銃 連発銃	6 —
区	沙子郷	〃	6	38	403	1,843	1,200	中心校 国民校	1 4	歩兵銃 連発銃	9 —
区	金鈴郷	〃	6	38	382	2,041	1,200	中心校 国民校	1 3	歩兵銃 連発銃	10 —

前掲書、111 ページ

上の表を見て分かるように、保数・甲数・戸数は原則どおりにはなっていない。これは行政区画と自然村との不一致があるから当たり前のことであるが、同じ6個保なのに、甲数には38から60までの差がある。220戸もの幅があるわけである。なお、林大昭等の前掲書によると、1939年に公布された「各県保甲整編辦法」では、「保の編成は10甲を原則とし、少なくとも6甲、多くとも15甲を超えてはならない」と規定されていた（前掲書、476～477ページ）。この原則は守られていたようである。

次に注目されるのは、武器の数である。歩兵銃〔歩槍〕は龍沙郷の5挺を最低に、最高の橋頭郷でも39挺に過ぎない。1保当たり0.6挺から3挺に過ぎないのである。隣の石柱県の例だが、1920年代の石家郷の大地主・王紹三は長短30～40挺の銃を持つ私設の団練を持っていた（黎旭陽著・拙訳『八徳会革命始末〈その2〉』、静岡大学『人文論集』50号の2、74ページ）。また、湖北省利川県の土匪・陳三吉は一時2,000余人の部下と数千挺の武器を有していた（同上、〈その1〉、同論集50号の1、74ページ）。このような例からすると、防区制が解体されて保甲制が実施されて以後というものは、「刀狩り」ならぬ「銃狩り」が行なわれたような印象を受けるが、実際にはどうであったか？ 管見にして武器の私的所持を禁じた法令の有無を、私は知らない。但し、林大昭等の前掲書によると、1932年に公布された「剿匪区内各県編查保甲戸口条令」では戸口調査の対象に、「性別、年齢、婚姻、文化程度、職業」と並び、家中の「槍枝武器」の有無という項目があり（426ページ）、少なくとも中共のソビエト区の内

外については、民間の武器の有無を調査していたことは疑いない。

第3に注目されるのは、学校の存在である。中心校を1つとして各郷に、3校から14校の「国民校」が各郷に設置されている。中心校とは1939年に各郷鎮に置かれた「中心小学校」のこと、「国民校」とは1940年に設けられた「中心国民学校」を指すものと思われる（県志、496ページ）。前者は4年制の小学校（県志、503ページ）、後者については、県志に内容の記載がない\*。

\* 1940年3月21日公布の「国民教育実施綱領」第11条を引用する張俊顕の記述は、このような県志の記述と少々異なる。すなわち、張によれば、「保国民学校及び郷鎮中心学校には小学部及び民教部を設けなければならない。国民学校の小学部は4年制小学を完成することを原則とする。但し、迅速に義務教育を普及させる見地から、1年ないし2年で終了するクラスを作ってもよい。民教部は初級成人クラス及び初級婦女クラスを運営することを原則とする。郷鎮中心学校の小学部は、6年制小学を運営することを原則とし、民教部は高級成人クラスおよび高級婦女クラスを運営することを原則とする」ものであった（223ページ）。「原則」がいくつもあって紛らわしいが、民教部が広く社会人を教育する学校だったのは確かであろう。

中心校も含め平均98戸に1校という数は、保甲制との対応を思わせる（なお、県志497ページ所掲の「1949～1985年豊都県小学基本情況表」によると、1949年の学校数は125校、生徒数は24,452人、教職工人〔教師以外の職員も含めるものと思われる〕835人であった）。以上、多少横道にそれたが、貴重な記録と思われるので、紹介をした。

なお、以上のように9郷鎮を石柱県に移管し、石柱県から4郷鎮16保を受け取った際に、郷を統廃合した結果、同年末の所轄郷鎮公所の数は49箇所となった（殷2、112ページ）。先に進もう。

1945年10月、第3区の区署を廃止し、県政府は全県49郷鎮を再度5つの指導区に分け、県指導員を各区に置いて各郷鎮の政務を監督・指導させることにした（但し、旧第4区の区署がどうなったかの説明はない）。

1946年、県参議会の第1期第4回会議は郷鎮の統廃合案を作成、県政府より省政府に報告し認可を受けた結果、豊都の49郷鎮は合併して17郷鎮とすることになった。

1947年1月1日、17郷鎮への合併が実行され、これ以降は郷鎮長の人選は、各郷鎮民代表が会議を開き、元の、より小さかった各郷鎮の長の中から〔新しい〕郷鎮長を推薦し、県政府に報告して任命を求めた。その他の元の郷鎮長は副郷鎮長になった。郷民代表会の主席は、元の主席の中から互選により1人を

選出し、その他の元主席たちは副主席とした。郷鎮長および郷鎮民代表主席の推薦は、挙手の方法で決定し、出席した代表の過半数をもって当選とした。選挙の期日は同年1月4日から6日までと定めて、処理・完了した。郷鎮公所の設置点は郷鎮民代表会議で決定した。郷鎮隊付き〔ママ〕は徴兵成績の優劣によって去就を決定し、郷鎮警察隊長は、新任の郷鎮長が警察ないし軍事の常識を豊富に有する者の中から1人を選んで任命し、以前に任命した郷〔鎮〕警察は一律に罷免した。統廃合後の各郷鎮公所には、郷鎮長1人、副郷鎮長1～3人、幹事2人、事務員2人、郷鎮隊付き1人、警察隊長1人を置いた（殷2、113ページ）。

以上のように1947年になって、郷鎮民代表会議という自治機関が登場するが、四川省政府は1942年4月17日付で、「四川省各県郷鎮民代表会議組織規定」および「四川省各県保民大会組織規定」を公布しており、翌43年9月には「四川省各県郷鎮民代表選挙規則」を修正・公布しているのであって（『郷政』第2期、63～67ページ）、突如1947年に出現したものではない（郷鎮以下の自治制度については、さしあたり張俊頤の書を参照されたい）。それはともかく、郷鎮数の縮小により所轄人口は増えたはずなのに、郷鎮公所の人員規模は8人～10人となり、1941年当時より減少した。

17郷鎮への改組後、県政府はこれを4つの指導区の下に振り分けた。元の郷鎮長で新しい郷鎮長になれず、副郷鎮長にしかなれなかった者は〔新しい郷鎮長と〕反目し、少なからぬ郷鎮が合併は名ばかりでその実はなく、各々従来の郷鎮に覇をとらえ、思う所を実行した。こうして1年も経たない内に原状復帰となり、統廃合は失敗した（殷2、115ページ）。

これに対し、省政府は郷鎮の合併を再度促し、経費の支出を縮減し、人民の負担を減らそうとした（同上）。

1948年10月、県政府は第9回の行政会議で、再度郷鎮制度を調整する方策を提起した。その方策では、保甲の編成作業が先の郷鎮再編のとおり完成されているので、各郷鎮の交通上の地形や歴史的関係、自然条件等を斟酌して、郷鎮の再編成が図られた（同上）。こうして、29郷鎮への合併案が採択され、同案を省政府に報告して検討を仰ぐこととした。しかし、省政府は内戦の対応に忙しく、同案は棚上げにされたまま、1949年12月、人民解放軍を迎えることになった。当時、全県は47郷鎮公所に分かれていたが、人民政府が接收し管理下に置いた郷鎮の名称は、以下のとおりであった（殷2、116ページ）。

名山鎮	平都鎮	永興鄉	白合鄉	虎威鄉	太和鄉
包鸞鄉	雲台鄉	湛普鄉	新建鄉	詔南鄉	高家鎮
建国鄉	太運鄉	龍孔鄉	太極鄉	洋渡鄉	十直鄉
樹人鄉	開峰鄉	鎮江鄉	双路鄉	仏建鄉	興義鄉
金盤鄉	仁沙鄉	保合鄉	社壇鄉	大堡鄉	崇興鄉
青龍鄉	双龍鄉	飛龍鄉	三元鄉	培觀鄉	理明鄉
栗子鄉	崇実鄉	五龍鄉	江池鄉	長坡鄉	河面鄉
觀音鄉	三建鄉	三瀾鄉	暨龍鄉	武平鄉	

### B. 区・郷・鎮レベルの公務員の数

さて、以上に郷鎮制度の変遷をたどってみたが、1949年までの郷鎮クラスの公務員の概数を計算してみると、以下のようなになる。

表 11 豊都県下の区・鎮・郷政府職員（公務員）数の変遷

年度	区数	鎮数	郷数	職 務 内 訳						
				区長	区職員数	鎮長・副鎮長	郷長・副郷長	鎮職員	郷職員	公務員数合計
1930	7	50		7	63	50		300		420
1933	0	12	99			111		666		777
1934		12	33			24	40	345	812	1,221
1935	4	47		4	28	94		376		502
1941	4	3	53	4	28	6	106	585		729
1945	5	49		?	?	98		?		?
1947	4	17		?	?	51		102		153以上
1949		47				98		?		?

1930年と1933年は本文で紹介したとおりである。1934年については、前述のように、殷2が「役人の数は従前の8人が5人に削減された」と述べているが、表7にしたがって算出した。1935年については、区公所の職員数は分かるが、鎮郷公所の職員数については分からないので、一律に8人として計算した。

1941年は区公所の職員数が不明なので、1935年と同数として計算し、鎮郷については、表9に基づいて計算した。1945年以降については、推計は不可能であるが、1947年については、副鎮郷長の数が1～3人と殷2が述べていることに基づいて、平均2人とみなして単純に計算した数に、各公所人員を殷2にしたがって6人を郷鎮数である17に掛けた数を加えたものである。しかし、153人という数はそれまでの最少数420人（1930年）に比べても異常に少なく、信頼度は乏しい。最少これだけはいたはずだ、という数である。

以上をまとめてみると、区・鎮・郷政府の職員数は420～1,221人と、かなりの幅があったが、一応算出可能な各年の平均を出してみると、約730人となる。但し、1934年の1,221人という数はいかにも突出しているので、この年を除いて平均を出すと607人という数になる。

## 第5章 歴史的展望

以上4章にわたり、1912年から1949年までの間における、豊都県の県および区鎮郷各政府の制度の変遷と職員数について検討してきた。制度については繰り返しになるので省略するが、県の職員の規模は最低に見積もっても55～84人であり、県下の区・鎮・郷職員の規模は平均730人であった（但し、この公務員の中には、司法・検察等の人員は含めず、督学つまり教育長以外の、公立学校の教師および学校職員も含まれていない）。両者を合計すると全県800人前後の公務員がいたことになる。1939年9月に国民政府が公布した「県各級組織綱領」によれば、この内、県政府の役人や省・国家系統機関の人員（たとえば、田賦管理処の職員など）は、省や国から給料が支給されたが、郷鎮の役所の職員の給料は郷鎮公所が概算を作成し、県長の審査を受けて、のち県財政の概算に含められた。不足の場合は、省政府の補助を受けた（張俊顕、前掲書178～179ページ）。なお、区公署についての規定はなく、表5において区公署の役人は除外されているが、同じく表5で除外されている郷鎮の例からみると、区公署の役人の給与も県費から支出されたと思われる。

宮崎市定は1958年発表の論文・「清代の胥吏と幕友—特に雍正朝を中心として—」で「地方末端の県における場合、普通には二、三百人、多ければ千人にもものぼる」胥吏がいた、と述べている（『東洋史研究』第16巻第4号、2ページ）。胥吏にも定数があり、これは定数以外の胥吏をも含めた数である。また、同論文の注（1）では、清末の胥吏の状態として、「大邑每至二三千人、次者六七百人、至少亦不下三四百人」という游百川の文章が紹介されている（同前、27ページ）。周詢の『蜀海叢談』（巴蜀出版社、1986年）巻1「各庁州県」によると、豊都県知県公署には知県のほかには、「佐治員として、典史1、学官として、訓導1」の2人しかいなかった（91ページ）。

ところで、民国16年（1927年）版『豊都県志』（以下「旧県志」と記す）の巻1「設官」には、清末の県政府について、次のように記されている。

知県歳額銀45両、養廉銀600両、額内衙役31名、門子2名、皂隸14名、馬快8名、轎傘夫7名、民壯16名、禁卒8名、更夫5名、捕役2名、斗級1名、倉夫2名、舖司兵4名、仵作1名毎歳各支工銀6両、随学仵作2名每名歳支工銀3両、訓導1員歳俸銀40両、額設衙役4名内門斗2名、膳夫2名毎歳支工銀8両、教諭1員未幾裁、典史1員額俸銀31両5錢2分養廉銀80両、額設衙役6名内門子1名、皂隸4名、夫馬1名毎歳支工食銀6両（旧県志、第1巻 設官、2ページ）

この原文には区切りがない。ここで問題なのは下から2行目の「額設衙役6名内門子…」以下の解釈である。私はこれを「額設の衙役6名、その内訳は門子1名、皂隸4名、夫馬1名」と読む。このような読み方をすると、1行目の「額内衙役31名」以下の門子、皂隸、馬快、轎傘夫までの合計31名は「額内衙役31名」の内訳ではないか、と考えられる。4行目の「額設衙役4名」についても同様に読む。「設」と「内」との違いは明瞭でないが、「額」とは定員の意味であり、「額内」に対し、「額設」とは定員の外に「別に設けた」という意味ではないかと解釈する。とすると、清末の県には知県以外に

訓導	1員	}	3員
教諭	1員 (すぐ廃止)		
典史	1員		
額内衙役	31名 (門子2、皂隸14、馬快8、轎傘7)	}	82名
禁卒	8		
捕役	2		
斗級	1		
倉夫	2		
舗司兵	4		
仵作	1		
随学仵作	2		
額設衙役	4 (門斗2、膳夫2)		
額設衙役	6 (門子1、皂隸4、夫馬1)		
民壯	16		
更夫	5		

以上、3員、82名、合計85人の役人がいたことになる(員は従9品にも入らない、最下層の役人である)。周の言うとおりに、正規の役人(員)は3人しかない。他県では学官2の場合もあるが、大体はこの程度であったようである。82名は文字面からもうかがえるように、事務官ではなく、歩卒の類いばかりである(彼らの役職は元来は徭役だったと考えられる)。だから、趙世瑜も指摘しているとおりに、その他は全て典吏、撰典、貼写、幫差といった胥吏に行政事務を任せなくてはならず、またこの胥吏を監督するために、刑名、錢谷、征比、挂号、帳房、書啓といった幕賓(幕友)を私費で雇わなければならなかった(趙世瑜『吏与中国伝統社会』浙江人民出版社、1994年、184ページ)。ところで李榮忠「清代巴県衙門書吏与差役」(『歴史档案』1989年1期)によれば四川省巴

県には、吏・倉・戸・礼・塩・兵・刑・工・承発・束の全10個の房に以下のよ  
うな典吏（胥吏の頭）と経書（平の胥吏）が配されていた。

表12 光緒年間における巴県における胥吏の数（1879～1909年）

時 間 (光 緒 朝)	吏 房		倉 房		戸 房		礼 房		塩 房		兵 房		刑 房		工 房		承発房		束房	合 計
	吏書	経書	吏書	経書	吏書	経書	吏書	経書	吏書	経書	吏書	経書	吏書	経書	吏書	経書	吏書	経書	号書	
4年9月9日	1	2		1	3	21	2	2	1	2	1	5	2	26	1	7	1	5	4	87
8年5月9日	1	3		1	3	43	2	15	1	2	1	8	2	38	1	27	1	6	5	160
18年12月4日	1	3	1		3	74	2	14	1	1	1	6	2	60	1	12	1	15	4	202
21年5月11日	1	4	1	1	3	79	2	28	1	3	1	7	2	71	1	20	1	24	4	254
21年10月	1	5	1	2	3	80	2	27	1	3	1	8	2	82	1	22	1	26	4	272
23年3月	1	3	1	3	3	85	2	25	1	3	1	5	2	81	1	20	1	28	3	269
25年3月	1	2	1	2	3	73	2	19	1	1	1	5	2	76	1	23	1	25	4	243
27年9月	1	3	1	3	3	30	2	9	1	2	1	6	2	30	1	8	1	9		113
28年9月	1	5	1	4	3	85	2	17	1	2	1	8	2	53	1	17	1	25	4	233
29年8月	1	5	1	1	3	78	2	21	1	3	1	8	2	49	1	9	1	24	4	215
31年10月	1	3	1	1	3	69	2	23	1	3	1	6	2	38	1	11	1	23	4	194
32年6月	1	4	1	1	3	65	2	23	1	3	1	8	2	36	1	15	1	18	4	190
34年2月	1	4	1	4	3	63	2	29	1	3	1	6	2	36	1	19	1	21	3	201
説 明	光緒二十七年の合計数は削減後の数字、削減前は242人。																			

（『歴史档案』1989年第1期97ページ）

巴県は大県であるが、胥吏が多いときには272人以上もいた。彼らの他に徒弟（学徒）がいた。以上の各房は県の衙門＝役所内にあつたが、胥吏には俸給がなく、手数料の類を民衆から取り立てて自分と徒弟を賄っていたわけである。

以上のような巴県の事例からすると、旧県志は挙げていないが、豊都県にもかなりの胥吏がいたはずである。行政機関に従事している人員という観点から見れば、85人等といった数よりかなり多くの人々がいたと考えられる。

ところで、また、民国初期について、旧県志には次のような記載がある。

民国設知事1員、額支俸公銀770元（7折計算）、由徵収局於解款。内劃撥署内各員役薪俸、在内司法1員由司法經費項下月支銀50元。初分行政股民事股刑事股、每股股長1人股員8人、月支工食錢8,000文。後民事併入行政股、月不支薪。民事刑事每股増数十人、費取諸訴訟者。教育局局長1人、月支銀50元。視學員2人、月支20元、每郷設教育委員1人或2人、月支銀各14元。徵収局局長1人月支銀100元、税契司事2人、正税股司事4人、雜税股司事1人、每

人月支工銀 16 元、局丁 10 人每人月支銀 4 元、管獄 1 人月支俸公銀 52 元（7 折  
 扣算）、禁丁 1 人看丁 3 人月支工食銀 8 元、警察所 1 等警佐 1 員月支俸公銀 50 元、  
 巡丁 12 人月支工食銀 8 元。実業局局長 1 人月支 40 元、勸業員 2 人月支銀共 44  
 元。

これを、表として整理すると以下のとおり。

表 13 旧県志による民国初期の県の役人の数

職 務	俸 給 (月給)	備 考
知事 1	770元	
司法員 1	50元	
行政股長 1 人	8,000文	→後に統合
股員 8 人		
民事股長 1 人	→数十人	月給は訴訟人から取る
股員 8 人		
刑事股長 1 人	→数十人	
股員 8 人		
教育局局長 1 人	50元	
視學員 2 人	20元	
教育委員每郷 1~2 人	14元	…10 郷として 20 人前後
徴収局局長 1 人	100元	
税契司事 2 人	16元	
正税股司事 4 人	16元	
雑税股司事 1 人	16元	
局丁 10 人	4元	
管獄 1 人	52元	
禁丁 1 人	8元	
看丁 3 人	8元	
警察所 1 等警佐 1 人	50元	
巡丁 12 人	8元	
実業局局長 1 人	40元	
勸業員 2 人	22元	
県長と教育委員を除く役人の総数 = 71 人		20 人前後

以上のように、教育委員を除く民国初期の豊都県県下の公務員の総数は90人前後いたと推測されるが、清末の状況と引き比べて見ると、局丁などの歩卒の類いは26人である。とすると、少なくとも、 $90 - 26 = 64$ 人が清代の胥吏であったと考えられる。これは、先に宮崎市定によって紹介された、游百川の「至少亦不下三四百人」という胥吏の数には程遠い数である。先に引いた本文によると、民事股と刑事股は数十人とあり（しかも彼らには給料はなく、その「費」は「訴訟者」から取るとあるように、胥吏制度はこの旧県志出版当時の1920年代でさえも温存されていたのである）、これに清代の衙役も足して考えれば、百数十人にはなろうが、それにしても、差はあまりにも大きいように思われる。現在の所では、残念ながらこの差を説明することは私にはできない。但し、前章において見たように、郷鎮の公務員を含めれば、全県の公務員の数も800人前後となるのであり、游百川のいう「大邑に次ぐ」規模にはなるのであるが、胥吏たちは県下の各郷鎮にも居たのであろうか？ この点については、専門家のご教示を仰ぎたい。

ただ、前掲の宮崎論文や他県の県志によると、清朝時代までの胥吏は県城や主要な鎮の役所（衙門）の中に居を構えていたと考えられる。このような考えに立つと、民国になって郷鎮に行政機構の末端が置かれるようになったことは、「行政サービス」という観点から見れば、これを制度的前進と評価できるのではなかろうか？ もっとも、郷鎮の行政は「土豪劣紳」の支配下に置かれていた場合も多く、民衆への「サービス」とは程遠いものがあつた。しかし、郷鎮レベルの公務員の給料の低さでは、日常生活も困難だったことだろうと推察され、このことが汚職や不正の構造的要因の一つをなしたと思われる。しかし、長期的に見れば、行政の末端が民衆の身近に延びてきたことは、それを「土豪劣紳」が悪用しようとも、一步前進である。例えば、郷鎮公所の設置によって、民衆は県城まで出かける手間が減ったと考えられることや、日中戦争期における郷鎮民代表会議の設置等々である。このような観点に立つなら、民国期に「地方自治」制度面での改革は、不十分ながらあつたのであり、辛亥革命後の郷村「自治」を「土豪劣紳の支配」という一色で塗り潰してしまうのは、どうかと思う\*。

\*地方公務員の給料の実態についてはごく断片的な事実を別稿に述べたが、民国期における彼らの在職期間や具体的な仕事内容等々については不明な点がまだ多く、今後解明すべき課題の一つである。なお、前掲李榮忠論文によると、胥吏は輪番で事務をこなし、年に3ヵ月しか勤務しなかつた。その他の期間は自家に「産業」があつて、農に務め商を営んだと

いうことである。また、典吏の収入は一人当たり平均920両もあったという（前掲書、100ページ）。一方、鄭秦著『清代法律制度研究』（2000年5月、中国政法大学出版社）によると、清の規定では、当初官位一品の総督の年俸が銀180両、二品の巡撫が155両、六品の州県の官が60両、七品は45両であった。後に雍正帝の養廉銀によって、上記本俸の20～30倍の養廉銀が支払われるようになったが、それでも直隸総督1万5,000両、布政使9,000両、按察司8,000両、保定府の知府が2,600両、宝坻知県が1,000両、雄県では600両だったといわれる（331ページ）。鄭の本は年代がはっきりしないが、これが本当なら、李榮忠が明らかにした巴県の例を引き合いに出すと、胥吏の収入は知県の年収に匹敵ないしはこれに勝る可能性さえあったことが分かるし、徒弟を養わなくてはならなかったとしても、かなり豊かな生活を送ることができたようにも、思われる。それが、民国期になり、地方公務員化されると、従前の胥吏相当の人員が減らされ、給料も低く抑えられるようになったように見える。これが事実とすれば、その要因を問わねばならない。しかし、準備も不十分な小論では、このような問題もあることを指摘するに止めよう。

以上には清末について触れたので、民国以後つまり中華人民共和国ではどうだったのであろうか。この点について、殷3によって瞥見すると、1953年7月～54年2月までの選挙によって選ばれた、郷鎮の正副鎮長および人民委員で、生産を離脱した行政幹部の総数は548人であった（64ページ。県志も同じ）。また、県志によると、52年の11月の時点での区の数14で、各区に9～10人の職員がいた（408ページ）というから、全県では多く見積もっても140人がいた勘定になる。だが、肝心の県政府の職員の数不明である。しかし、県志の「人事労働篇」には、1955年4月に「文化程度」が高等小学の「県級幹部」154名が県の主催した「文化補習学校」に参加した、と述べられている（442ページ）。県級の党組織の人員を含むのかどうかは不明だが、上述の区郷鎮の幹部の総数＝700人にこれを加えると、850人くらいになる。人民共和国でも、県の公務員の規模にたいした変化はなかったのではあるまいか。この間、人口は1944年の44万2,571人から、1953年には52万2,805人と、18パーセントも増えているから、「サービス」低下は不可避である。県や県下の公務員の給与・待遇についても、正確な数字は不明である。

## おわりに

以上、中華民国期の豊都県の行政制度の変遷と公務員の数について、歴史的変遷をたどってみた。不明な点はなお多く、確かになったのは、自分が民国期の地方自治制度についてほとんど、なにも知らないということである。ただ、曹余濂編著「民国江蘇権力機関史略」は大いに参考になったが、江蘇省の方が何かと進んでいたように思われ、かなり豊都とは様子がちがうので直接江蘇省の例を引いて比較する事は避けた。私が豊都一県について検討をしたのは、かねがね宮崎市定氏の論文に出てくるあれほどの胥吏が民国になってどこに消えてしまったのか、という問題に自分なりの解答を出してみたいと思ったからである。最終的な結論を急ぐつもりはないので、先学諸兄からのご示教をいただければ幸いである。